

パキスタン  
商標規則  
2004年4月6日施行

目次

第 I 部

第 I 章 序

- 規則 1 略称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 様式
- 規則 4 手数料に関する要件
- 規則 5 書類の寸法等
- 規則 6 書類の署名
- 規則 7 書類の送達
- 規則 8 出願人及びその他の者の明細
- 規則 9 送達宛先
- 規則 10 代理権

第 II 章 分類

- 規則 11 商品及びサービスの分類

第 III 章 登録出願

- 規則 12 出願の様式及び署名
- 規則 13 1類に限定すべき出願
- 規則 14 別個の出願
- 規則 15 優先権の主張
- 規則 16 出願における使用者の陳述
- 規則 17 標章の表示
- 規則 18 追加の表示
- 規則 19 耐久性を有するべき表示
- 規則 20 特別な場合の標章の見本
- 規則 21 連続商標
- 規則 22 音訳
- 規則 23 翻訳文
- 規則 24 出願の受領確認
- 規則 25 出願の瑕疵
- 規則 26 調査
- 規則 27 受理に対する異論-聴聞
- 規則 28 登録官の決定

第 IV 章 出願の公告  
規則 29 公告の方法  
規則 30 異議申立手続  
規則 31 通知すべき登録官の決定

第 V 章 登録未完了の通知  
規則 32 通知の手続

第 VI 章 登録  
規則 33 登録  
規則 34 登録簿への登録  
規則 35 登録前の出願人の死亡  
規則 36 出願の補正  
規則 37 公告後の出願の補正  
規則 38 連続商標の登録

第 VII 章 団体標章  
規則 39 登録出願及びそれに関する手続  
規則 40 団体標章の登録に対する異議申立  
規則 41 団体標章に関する規約の補正及び更新  
規則 42 団体標章の更正

第 VIII 章 証明標章  
規則 43 登録出願及びその手続  
規則 44 証明標章の登録に対する異議申立及び更新  
規則 45 証明標章の更正  
規則 46 寄託された規約の変更及び証明標章の譲渡又は移転についての登録官の同意  
規則 47 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録  
規則 48 登録証

第 IX 章 分割出願  
規則 49 分割出願

第 X 章 更新及び回復  
規則 50 登録更新の督促  
規則 51 登録の更新  
規則 52 不納付の公告  
規則 53 登録の回復  
規則 54 登録商標の変更

規則 55 登録商標の放棄

## 第 XI 章 譲渡及び移転

規則 56 譲渡又は移転の登録申請

規則 57 パキスタン国外への金銭の移転及び事業の営業権の評価を伴う譲渡

規則 58 事業の営業権を伴わない商標の譲渡の公告に関する登録官の指示の申請

規則 59 営業権を伴わない譲渡の登録申請

規則 60 別個の登録

規則 61 一定の譲渡及び移転に関する登録官の承認

規則 62 会社への譲渡の登録

規則 63 ライセンスの登録申請

規則 64 登録の変更を求める登録所有者の申請

規則 65 登録実施権者の登録の取消

規則 66 通知及び聴聞

規則 67 登録実施権者の申請

規則 68 取消，無効及び更正

規則 69 第三者による参加

規則 70 名称，住所又は送達宛先の変更

## 第 XII 章 既存の登録に係る商品及びサービスの再分類

規則 71 既存の登録に係る再分類

規則 72 異議申立

規則 73 情報の請求

規則 74 公告前に入手可能な情報

規則 75 書類の閲覧

規則 76 秘密書類

規則 77 聴聞後に下すべき登録官の決定

規則 78 登録官に対する手続における証拠

規則 79 書類，情報又は証拠を請求する登録官権限

規則 80 期間延長

規則 81 不備の是正，期限及び期間の計算

## 第 XIII 章 登録官による費用の裁定

規則 82 争われない事件における費用

規則 83 費用に対する担保

規則 84 認証謄本等の提供

## 第 XIV 章 高等裁判所への審判請求

規則 85 審判請求期間

## 第 XV 章 雑則

- 規則 86 有効性証明書の注記
- 規則 87 登録官に対する調査の請求
- 規則 88 個人的調査
- 規則 89 公報及びその他の書類の写しの頒布
- 規則 90 登録官に送達すべき裁判所に対する申請書
- 規則 91 登録官の裁量権の行使
- 規則 92 決定の通知

## 第 II 部 織物標章についての特別規定

### 第 I 章 雑則

- 規則 93 織物標章に対して適用すべき規則
- 規則 94 織物標章
- 規則 95 織物
- 規則 96 織物の品目
- 規則 97 第 5 附則の品目のグループ化

### 第 II 章 文字及び数字の登録の条件及び制限

- 規則 98 定義
- 規則 99 一定の標章の非登録性
- 規則 100 欺瞞する又は混同を生じさせる虞がある標章

### 第 III 章 諮問委員会

- 規則 101 諮問委員会の設立
- 規則 102 委員の在任期間
- 規則 103 委員の交代
- 規則 104 委員の選任
- 規則 105 諮問委員会の会議
- 規則 106 諮問委員会の秘書
- 規則 108 助言を求める事件の事実
- 規則 109 助言を提供する期限
- 規則 110 追加の情報
- 規則 111 会議の主宰
- 規則 112 票決
- 規則 113 会議の記録

### 第 III 部 商標代理人の登録

- 規則 114 定義
- 規則 115 商標代理人登録簿
- 規則 116 登録適格性
- 規則 117 登録を禁止されている者

- 規則 118 申請の方法
- 規則 119 商標代理人としての登録申請
- 規則 120 申請時の手続
- 規則 121 商標代理人登録簿への登録
- 規則 122 商標代理人登録簿における名称の登録継続
- 規則 123 商標代理人登録簿からの代理人の名称の抹消
- 規則 124 抹消された名称の回復
- 規則 125 商標代理人登録簿の変更
- 規則 126 商標代理人登録簿の刊行
- 規則 127 既存の商標代理人の登録

第 IV 部 登録支局に関する規則

- 規則 128 登録支局の設立及び運営
- 規則 129 申請書等
- 規則 130 登録簿の謄本等の閲覧
- 規則 131 登録支局における聴聞

第 V 部 証拠書類の返却及び記録の廃棄

- 規則 132 証拠書類の返却
- 規則 133 記録の廃棄

第 VI 部 雑則

- 規則 134 係属中の出願の変更様式
- 規則 135 廃止及び例外

第 1 附則

第 2 附則

第 3 附則

第 4 附則

第 5 附則

第 6 附則

第 7 附則

## 第 I 部

### 第 I 章 序

#### 規則 1 略称及び施行

- (1) 本規則は、2004 年商標規則と称する。
- (2) 本規則は、直ちに施行する。

#### 規則 2 定義

- (1) 本規則においては、主題又は文脈に相反する事項がない限り、下記とする。
  - (a) 「諮問委員会」とは、規則 101 に基づいて設立された諮問委員会を意味する。
  - (b) 「様式」とは、第 2 附則又は第 3 附則の何れかに規定する様式を意味する。
  - (c) 「旧法」とは、法の施行の直前に有効であった 1940 年商標法(1940 年第 V 号)及びそれに基づいて制定された規則を意味する。
  - (d) 「法」とは、2001 年商標法(2001 年第 XIX 号)を意味する。
  - (e) 「公告する」とは、公報に公告されることを意味する。
  - (f) 「附則」とは、本規則の附則を意味する。
  - (g) 「条」とは、法の条を意味する。
  - (h) 行為に関して「送付する」(その文法的変化を含む)とは、手渡すことを含む。
  - (i) 「指定」とは、商標の登録又は登録予定に係る商品又はサービスの指定を意味する。
- (2) 本規則において使用されているが定義されていない語及び表現は、法においてそれらに与えられた意味を有する。
- (3) 本規則においては、申請書、通知又はその他の書類を提出することへの言及は、それが商標登録局又はその支局において登録官に送付され、又は引き渡されることへの言及と解釈する。

#### 規則 3 様式

第 2 附則及び第 3 附則に規定する様式は、それらが適用可能なすべての場合において使用しなければならないが、かつ、その他の場合の要件を満たすように登録官が指示する通りに変更することができる。

#### 規則 4 手数料に関する要件

- (1) 法又は本規則に基づく申請、登録又はその他の事項について納付すべき手数料は、第 1 附則に規定する通りとする。
- (2) 手数料は、登録局若しくは支局に現金で納付することができ、又は登録官を支払先として送金為替、郵便為替、小切手、銀行為替手形若しくは支払指図書により送付することができる。
- (3) 手数料が正確に記入されていない小切手及び手数料の納付のための許可された期間内に全額を現金で回収することができないその他の小切手は、登録官の裁量によってのみ受理される。

- (4) 手数料の納付に当たって、印紙は受領されない。
- (5) 特定の事項について登録官に提出を要する様式は、本規則に基づいて当該事項について納付を要する手数料(ある場合)の納付を条件とする。

#### **規則 5 書類の寸法等**

- (1) 登録官が発する他の指示に従うことを条件として、法又は本規則により商標登録局に申請し、提出し、若しくは送付し、又は登録官若しくは連邦政府に提出し、若しくは送付することを認可され、又は必要とするすべての申請書、通知、陳述書又はその他の書類(商標を除く)は、英語により、大きく判読しやすい文字で、濃色の永久インクにより、約 13 インチ×8 インチの寸法の丈夫な用紙上に、宣誓供述書の場合を除き片面のみに、手書き、タイプ、石版印刷又は印刷し、かつ、その左側部分に 1.5 インチ以上の余白を設けなければならない。
- (2) 商標を含む副書類は、いつでも登録官が請求するときは、商標登録局又はその支局に提出しなければならない。

#### **規則 6 書類の署名**

- (1) パートナーシップの場合の所有者が署名したとされる書類については、パートナーの少なくとも 1 が署名しなければならない。法人が署名したとされる書類については、当該法人の取締役又はその秘書若しくはその他の主たる幹部が署名しなければならない。他の個人からなる団体が署名したとされる書類については、当該団体の議長若しくは主たる秘書又は正当な資格を有すると登録官が認めるその他の者が署名しなければならない。個人がパートナーシップ若しくは法人又は他の個人からなる団体の代理として書類に署名する資格は、その者の署名並びに名称及び完全な住所の下に記載しなければならない。
- (2) 何らかの書類への署名が、ローマ字以外の文字で書かれているとき又は明確に判読できないときは、英語のブロック体大文字による音訳を添付しなければならない。

#### **規則 7 書類の送達**

法又は本規則により商標登録局若しくはその支局に又は登録官、連邦政府若しくはその他の者に申請し、提出し、又は送付することを認可され、又は必要とするすべての申請書、通知、陳述書、表示を貼付した紙面又はその他の書類は、郵便による料金前納の書状により送付することができる。そのように送付された申請書又は書類は、それを同封した書状が通常の郵便の過程で引き渡される筈の時点で申請され、提出され、又は送付されたものとみなす。当該送付を立証するに当たっては、当該書状が適正に宛先が付され、かつ、投函されたことを立証すれば十分とする。

#### **規則 8 出願人及びその他の者の明細**

- (1) 出願人及びその他の者の名称及び住所は、その国籍及び識別に必要な明細(ある場合)とともに、完全な形で届け出なければならない。企業の場合は、その各パートナーの完全名称及び国籍を記載しなければならない。
- (2) 届け出る住所は、住所を届け出た者の取引又は事業の場所を何人も容易に見出

すことができるようにする目的で、すべての場合において可能な限り完全なものとする。

(3) 法人若しくは企業又は団体の場合は、設立国及び場合により登記内容(ある場合)を届け出なければならない。

## 規則 9 送達宛先

(1) 本規則に基づく登録官に対する手続の目的で、次の者は、パキスタンにおける送達宛先を提出しなければならない。

(a) 商標登録の各出願人

(b) 商標登録出願に異議を申し立てる各人

(c) 登録官に対して第 73 条に基づいて商標登録の取消を申請し、第 80 条に基づいて商標登録の無効を申請し、又は第 96 条に基づいて登録簿の更正を申請する各申請人

(d) 規則 67 に基づいて参加の許可を与えられた各人(「参加人」)、及び

(e) 登録官に対する商標登録の取消、無効又は更正の申請の対象である登録商標の各所有者

(2) 商標登録の出願人の送達宛先は、商標が登録されたときは、上記(1)又は規則 70 に基づく別段の提出に従うことを条件として、登録所有者の送達宛先であるものとみなす。

(3) 規則 3 に基づいて登録官が請求する様式であって送達宛先の提出を要するものの提出と同時に送達宛先を提出するときは、当該宛先は、当該様式により提出しなければならない。その他の場合は、様式 TM-50 により提出しなければならない。本条規則に基づく様式 TM-50 によるすべての申請書については、登録される予定の者、登録所有者若しくは場合により登録実施権者又は当該申請の目的でその者から明示的に委任された代理人が署名しなければならない。

(4) 出願人若しくは申請人、異議申立人、参加人又は登録所有者の送達宛先に送付されたものは、適正に送付されたものとみなす。また、登録官は、送達宛先の提出がないときは、関係人の送達宛先としてその者のパキスタンにおける取引上又は事業上の住所(ある場合)を取り扱うことができる。

(5) 登録商標の所有者及び登録商標について正当な利害関係又は同意された担保権を有する者は、パキスタンにおける送達宛先をいつでも提出することができる。

(6) (1)により必要とされる送達宛先が提出されないときは、登録官は、通知の日から 2 月以内に送達宛先を提出すべき旨の通知を関係人に送付しなければならない。その者がこれを怠ったときは、

(a) (1)(a)又は(c)にいう出願又は申請の場合は、当該出願又は申請は、放棄したものとして取り扱う。

(b) (1)(b)又は(d)にいう者の場合は、その者は、当該手続を取り下げたものとみなす。

(c) (e)にいう所有者の場合は、その者は、手続に参加することを許可されない。

## 規則 10 代理権

弁護士又は商標代理人として登録されている者の何れかである代理人への委任状は、様式 TM-48 に規定する様式により作成しなければならない。

## 第 II 章 分類

### 規則 11 商品及びサービスの分類

商標登録及び本規則の目的で、商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類の類の最新版を記載した第 4 附則に規定する方法により分類する。

## 第 III 章 登録出願

### 規則 12 出願の様式及び署名

(1) 登録官に対する商標登録出願については、出願人又はその代理人が署名しなければならない。かつ、出願手数料の納付を条件とする。

(2) 何れか 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての商標登録出願は、様式 TM-1 に規定する様式によるものとする。

(3) 条約国からの何れか 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての第 25 条に基づく商標登録出願は、様式 TM-2 に規定する様式によるものとする。

(4) 博覧会における商標の保護を求める第 26 条(1)に基づく出願は、様式 TM-2 に規定する様式によるものとする。

(5) 規則 98 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれる商品又はサービスの指定についての数字若しくは文字又はそれらの結合のみからなる織物商標(団体標章又は証明標章以外)の登録出願は、様式 TM-53 に規定する様式によるものとする。

(6) 第 25 条に基づく条約国からの規則 98 に基づく第 5 附則の 1 品目に含まれる商品又はサービスの指定についての数字若しくは文字又はそれらの結合のみからなる織物標章(団体標章又は証明標章以外)の登録出願は、様式 TM-54 に規定する様式によるものとする。

(7) 何れか 1 類の商品又はサービスの指定についての団体標章の登録を求める法の第 1 附則(5)に基づく出願は、様式 TM-3 に規定する様式によるものとする。

(8) 第 25 条に基づく条約国からの商品又はサービスの指定についての団体標章の登録を求める法の第 1 附則(5)に基づく出願は、様式 TM-51 に規定する様式によるものとする。

(9) 何れか 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての証明標章の登録を求める法の第 2 附則(6)に基づく出願は、様式 TM-4 に規定する様式によるものとする。

(10) 第 25 条に基づく条約国からの商品又はサービスの指定についての証明標章の登録を求める法の第 2 附則(6)に基づく出願は、様式 TM-52 に規定する様式によるものとする。

(11) 何れか 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についてのドメイン名の登録を求める法の第 3 附則に基づく出願は、様式 TM-1 に規定する様式によるものとする。

### 規則 13 1 類に限定すべき出願

各商標登録出願は、第 4 附則の 1 類のみの商品又はサービスに係るものとする。

### 規則 14 別個の出願

異なる類における同一商標の登録出願は、別個の区別される出願として取り扱う。また、規則 71 に基づく指定の変更によるか又はその他かを問わず、商標が 2 以上の類の商品又はサービスについて同一の公式番号で登録されたすべての場合において、各別個の類に含まれる商品又はサービスに係る登録は、法のすべての目的で、別個の登録であるものとみなす。

### 規則 15 優先権の主張

(1) 第 25 条に基づいて条約国において適法に出願された商標の保護出願を理由として優先権を主張するときは、当該主張の明細を規則 12 に基づく登録出願に含めなければならない。かつ、(2)にいう証明書が願書とともに提出されないときは、当該明細には、国及び出願日を含めなければならない。

(2) 証明書が登録出願時に提出されていない限り、規則 12 に基づく出願から 3 月以内に、当該国の登録又は他の管轄当局による証明書であって、出願日、国又は登録若しくは管轄当局、商標の表示及び出願の対象である商品又はサービスを登録官の納得するように証明又は認証するものを提出しなければならない。

(3) (1) に基づく依拠する出願は、同一商標及び同一の商品又はサービスについての出願人の条約国における最初の出願でなければならない。出願には、依拠する外国出願の出願日を表示する陳述、それが出願された条約国、出願番号(入手可能な場合)又は優先権を主張する旨を表示する陳述を含めなければならない。

### 規則 16 出願における使用者の陳述

商標登録出願には、願書に記載された商品又はサービスについて商標が使用された期間及び使用者の陳述を含めなければならない。登録官は、出願人に対して、使用された商標を示す証拠書類とともに、当該使用者を証明する宣誓供述書を提出すべき旨を請求することができる。

### 規則 17 標章の表示

(1) 各商標登録願書及び願書の追加の写しが必要なときは当該写しの各々には、その目的で出願様式に設けられたスペースに標章の表示を含めなければならない。

(2) 表示の寸法が当該スペースを超えるときは、当該表示は、亜麻布、トレース布又は登録官が適当と認めるその他の素材に固定しなければならない。固定物の一部を前記スペースに貼付しなければならない。残りは折り畳むことができる。

### 規則 18 追加の表示

各商標登録出願は、以下に規定する場合を除き、2 通で行い、かつ、願書及びその副本上の標章の追加の表示 6 通を添付しなければならない。また、追加の表示は、他の表示と正確に一致しなければならない。追加の表示には、すべての場合において、登録官が随時請求するすべての明細を記載しなければならない。当該明細については、必要に応じて出願人が署名しなければならない。

### 規則 19 耐久性を有するべき表示

標章のすべての表示は、耐久性を有するものでなければならない。また、登録願書とともに提出を要する各追加の表示は、約 13 インチ×8 インチの寸法の丈夫な用紙の紙面上に、紙面の左側部分に 1.5 インチ以上の余白を残して固定しなければならない。

### 規則 20 特別な場合の標章の見本

標章の表示を規則 19 に規定する方法により提出することができないときは、原寸で

又は縮小して、かつ、登録官が最も便宜と認める様式により、標章の見本又は写しを送付することができる。

#### **規則 21 連続商標**

第 20 条(3)に基づく連続商標の登録出願をするときは、連続商標の各商標の表示の写しを、規則 17 及び規則 18 に規定する方法により、願書に添付しなければならない。

#### **規則 22 音訳**

商標がローマ字以外の文字による語を含むときは、登録官の別段の指示がない限り、出願様式及び各添付表示に、当該語の各々について登録官の納得する十分な音訳を裏書きしなければならない。また、当該裏書きの各々には、当該語が属する言語を記載し、かつ、出願人が署名しなければならない。

#### **規則 23 翻訳文**

商標が英語以外の言語による語を含むときは、登録官は、言語名とともに、その正確な翻訳文を請求することができる。また、当該翻訳文及び言語名は、登録官がその旨を請求するときは、前記の通りに裏書きし、かつ、署名しなければならない。

#### **規則 24 出願の受領確認**

商品又はサービスに係る商標の各登録出願については、登録官による受領を確認通知しなければならない。

#### **規則 25 出願の瑕疵**

商標登録出願が第 22 条(2)、(3)若しくは(5)又は規則 12 若しくは規則 13 の要件を満たさないときは、登録官は、その旨の通知を出願人に送付して、瑕疵又は第 22 条(5)の場合は納付不履行を是正させなければならない。当該通知の日から 2 月以内に、出願人が

(a) 第 22 条(2)について自己に通知された瑕疵を是正しないときは、当該出願は、なされなかったものとみなし、又は

(b) 第 22 条(3)若しくは規則 12 若しくは規則 13 について自己に通知された瑕疵を是正しないとき又は第 22 条(5)により必要とされる納付をしないときは、当該出願は、放棄したものと取り扱う。

#### **規則 26 調査**

商品又はサービスに係る商標登録出願を受領し、かつ、第 22 条(2)若しくは(3)、規則 12(4)又は規則 13 の要件を満たしたときは、登録官は、同一の商品若しくはサービス又は同種の商品若しくはサービスについて、登録を求める標章と同一であるか又は欺瞞する若しくは混同を生じさせる虞が生じる程にそれと酷似する標章が登録上存在するか否かを確認する目的で、先の商標の調査を実施しなければならない。また、登録官は、出願の受理前にいつでも、調査を更新させることができるが、そのようにする義務はない。

## 規則 27 受理に対する異論-聴聞

(1) 出願及び使用若しくは識別性の証拠又は出願人が提出することができ、若しくは提出を要する場合があるその他の事項の検討により、登録官が当該出願の受理に対して異論を有するか、又は自己が課すことを適正と認める条件、補正、権利の部分放棄、修正若しくは制限に従うことを条件としてそれを受理することを提案するときは、登録官は、当該異論又は提案を出願人に書面で通知しなければならない。

(2) (1)に規定する通知の日から2月以内に、出願人が前記提案に従って自己の出願を変更し、陳述をし、若しくは聴聞を申請しない限り又は出願人が聴聞に出頭しなかったときは、当該出願は、放棄したものとみなす。

(3) (2)、規則 25(b)又は第 33 条(5)に基づいて放棄したものとして取り扱われた出願は、十分な理由が登録官の納得するように示され、かつ、事情陳述書を添付して様式 TM-57 に規定する様式によりその旨の申請がされたときは、回復することができる。

## 規則 28 登録官の決定

(1) 聴聞後に又は出願人が自己の意見を書面で適法に通知し、かつ、聴聞を希望しない旨を陳述したときは聴聞なしに下された第 27 条に基づく登録官の決定は、書面で通知しなければならない。また、出願人が当該決定に対して審判請求をしようとするときは、出願人は、通知の日から1月以内に、登録官に対して、様式 TM-15 に規定する様式により申請して、登録官の決定の理由及び当該決定に到達するに当たって登録官が使用した資料について書面で陳述するよう登録官に請求することができる。

(2) 登録官が何らかの要件を提示し、それに対して出願人が異議を唱えないときは、出願人は、登録官が(1)に基づく陳述書を発行する前に、当該要件を遵守しなければならない。

(3) 当該陳述書が送付された日は、審判請求の目的で、登録官の決定の日であるものとみなす。

## 第 IV 章 出願の公告

### 規則 29 公告の方法

(1) 第 28 条(1)により公告することを必要とし、又は許可された商標登録出願については、登録官が指示する期間中、登録官が指示する方法により、公報に公告する。公告には、次の明細を含めるべきである。すなわち、

- (a) 商標の見本
- (b) 出願番号
- (c) 商標登録を求める商品又はサービスの類番号
- (d) 登録を求める商品又はサービスの説明
- (e) 出願人の名称及び住所
- (f) 出願日
- (g) 代理人の名称及び住所(出願人の代理としてその代理人が出願する場合)
- (h) 課された制限、条件及び権利の部分放棄の説明
- (i) 第 28 条(1)ただし書きに基づく特別の状況(ある場合)の詳細
- (j) 出願についての優先権主張の明細
- (k) 出願が同意により受理されたときは、「同意による」という語を公告に掲載しなければならない。

(1) 商標の表示が出願の公告に含まれていないときは、商標の見本又は表示を閲覧することができる場所を公告に掲載すべきである。及び

(m) 出願が連続をなすものとして受理されたときは、「連続」という語を公告に掲載すべきである。

(2) 公報における公告の目的で、出願人は、2 月以内に、登録官が納得する商標の「ポジティブフィルム」を提供することができ、若しくは提供を要する場合があります、又は登録官が請求する情報若しくは商標を公告するその他の手段を提供しなければならない。登録官にそのように送付された「ポジティブフィルム」については、商標登録局がこれを保持する。

### 規則 30 異議申立手続

(1) 商標登録に対する異議申立書は、公告若しくは再公告の日から 2 月以内又は登録官が許可する通算 2 月以下の付加期間内に、様式 TM-5 に規定する様式により 2 通を登録官に送付しなければならない。かつ、異議申立理由の陳述書を含めなければならない。登録官は、当該申立書及び理由の陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

(2) 出願人が当該異議申立書の写しを受領してから 1 月以内又は登録官が許可する通算 2 月以下の付加期間内に、出願人は、様式 TM-6 に規定する様式による意見書 2 通を登録官に送付しなければならない。送付しないときは、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。登録官は、様式 TM-6 に規定する様式による意見書の写しを異議申立人に送付しなければならない。

(3) 異議申立人が意見書の写しを受領してから 1 月以内又は登録官が許可する通算 2 月以下の付加期間内に、異議申立人は、弁駁書を提出することができる。

(4) 異議申立人が弁駁書を提出したときは、登録官は、当該弁駁書の写しを出願人に送付しなければならない。

(5) 意見書の写しの受領から 2 月以内又は登録官が許可する付加期間内に、出願に異議を申し立てる者は、自己の異議申立の裏付けとして提示が必要と認める証拠を法定宣言書又は宣誓供述書として提出し、かつ、その写しを出願人に送付しなければならない。

(6) 登録に異議を申し立てる者が(5)に基づく証拠を提出しないときは、その者は、その異議申立を放棄したものとみなす。

(7) 異議申立人からの証拠の写しの受領から 2 月以内又は登録官が許可する付加期間内に、出願人は、自己の出願の裏付けとして提示が必要と認める証拠を法定宣言書又は宣誓供述書として提出し、かつ、その写しを異議申立人に送付しなければならない。

(8) 出願人の証拠の写しが送付された日から 1 月以内又は登録官が許可する付加期間内に、異議申立人は、出願人の証拠に厳密に応答する事項に限定すべき応答証拠を法定宣言書又は宣誓供述書として提出することができ、かつ、その写しを出願人に送付しなければならない。

(9) 追加の証拠は、一切提出することができない。ただし、登録官に対する手続に関して、登録官は、適切と認めるときはいつでも、何れの当事者に対しても、登録官が適切と認める条件で、証拠の提出を許可することができる。

(10) 異議申立において提出された宣誓供述書について証拠書類が存在するときは、当該証拠書類の写し若しくは印刷物を相手方当事者に、その者の請求により、かつ、その者の費用で送付しなければならない。又はかかる写し若しくは印刷物を便宜に提出することができないときは、閲覧に供するために原本を登録官に提出しなければならない。証拠書類の原本は、登録官の別段の指示がない限り、聴聞時に提出しなければならない。

(11) 何らかの書類又は証拠書類が英語以外の言語によるものであり、かつ、異議申立書、意見書又は異議申立において提出された宣誓供述書において言及されているときは、その英語による認証翻訳文 2 通を提出しなければならない。

(12) 証拠(ある場合)の完成時に、登録官は、事件における主張を聴聞する日を当事者に通知しなければならない。当該指定は、当該通知の日から少なくとも 1 月後の日付とする。ただし、当事者がより短い期間の事前通知に同意した場合は、この限りでない。当該通知の受領から 14 日以内に、出頭しようとする当事者は、様式 TM-7 に規定する様式により、その旨を登録官に通知しなければならない。前記期間内にその旨を登録官に通知しない当事者は、聴聞を希望しないものとし、登録官は、それに応じて行動することができる。

(13) 登録官は、手続の当事者が抗弁書を提出したときは、それを登録しなければならない。

### 規則 31 通知すべき登録官の決定

(1) 登録官の決定は、出願に異議を申し立てる者及び出願人に書面で通知しなければならない。

(2) 登録官の決定に対する審判請求の目的で、決定の日は、(1)に基づいて決定の通知が送付された日とする。

## 第 V 章 登録未完了の通知

### 規則 32 通知の手続

第 33 条(5)により登録官が出願人に対して差し出すことを必要とする通知は、様式 0-1 に規定する様式により、出願人の取引上若しくは事業上の住所又は送達宛先に送付しなければならない。ただし、出願人が出願の目的で代理人に委任しているときは、当該通知を代理人に送付し、その副本を出願人に送付しなければならない。当該通知には、登録の完了のため、通知の日から 21 日の期間又は登録官が許可する付加期間を指定しなければならない。

## 第 VI 章 登録

### 規則 33 登録

公報における商標登録出願の公告日から 2 月の満了後できる限り速やかに、登録官は、異議申立及びその決定並びに第 33 条(1)の規定に従うことを条件として、かつ、様式 TM-11 に規定する様式による必要な情報の受領日から 2 月以内に、様式 TM-11 に規定する様式による所定の手数料の納付があったときは、当該商標を登録簿に登録しなければならない。

### 規則 34 登録簿への登録

第 10 条(1)によりすることを必要とする登録簿への登録に加えて、登録簿に登録された各商標について、次の明細を登録簿に登録する。すなわち、

- (a) 第 23 条に従って決定される登録日(すなわち、登録出願の出願日)
- (b) 実際の登録日(すなわち、登録簿への登録日)
- (d) 第 25 条に基づいてなされた優先権主張に従って与えられる優先日(ある場合)
- (d) 所有者の名称及び住所
- (e) 規則 9 に従って提出された送達宛先
- (f) 第 21 条に基づく権利の部分放棄又は権利の制限
- (g) 様式 TM-37 に規定する様式により登録官に通知された商標に関する何らかの覚書又は何らかの覚書の効果の陳述
- (h) 商標の登録に係る商品又はサービス
- (i) 商標が団体標章又は証明標章であるときは、その事実、及び
- (j) 第 17 条(5)に従って先の商標又は先の権利の所有者の同意を得て商標が登録されたときは、その事実

### 規則 35 登録前の出願人の死亡

商標登録の出願人が、出願日後、かつ、商標が登録簿に登録される前に死亡したときは、登録官は、90 日以内に登録官に提出された出願人の死亡及び他の者の当該商標を所有する権原の証拠に基づいて、その者の名称、住所及び説明を当該商標の所有者として登録簿に登録することができる。

### 規則 36 出願の補正

誤記を訂正し、若しくは出願人の名称若しくは住所を変更する出願の補正請求又は出願の公告前若しくは公告後に請求される何らかの補正についての請求は、様式 TM-16 に規定する様式によるものとする。

### 規則 37 公告後の出願の補正

- (1) 第 27 条(7)に従って、公告された出願の補正請求がされた場合において、当該補正が商標の表示又は出願の対象である商品若しくはサービスに影響を及ぼすときは、当該補正又は当該補正の効果の陳述もまた公告しなければならない。
- (2) 補正に対する異議申立書は、(1)に基づいて補正された出願が公告された日から

2月以内に、様式 TM-5 に規定する様式により登録官に送付しなければならず、かつ、異議申立理由、特に、当該補正が第 27 条 (7) に如何に反するかの陳述書を含めなければならない。

(3) 規則 30 の規定は、商標登録に対する異議申立に関する手続に対して適用するのと同様に、出願の補正に対する異議申立に関する手続に対しても適用する。

### **規則 38 連続商標の登録**

連続商標の所有者は、登録官に対して、単一の登録による連続としての登録を出願することができる、かつ、当該出願には、連続をなすものであると主張される各標章の表示を含めなければならない。登録官は、当該標章が連続を構成することを納得するときは、当該出願を受理しなければならない。

## 第 VII 章 団体標章

### 規則 39 登録出願及びそれに関する手続

- (1) 商品又はサービスについての団体標章の登録出願は、登録官に対して、様式 TM-3 又は場合により様式 TM-51 に規定する様式により 3 通で行い、かつ、標章の追加の表示 6 通を添付しなければならない。法の第 1 附則第 5 項に基づいて願書とともに送付すべき規約草案は、3 通とし、かつ、様式 TM-49 に規定する様式による必要な情報を添付しなければならない。
- (2) 団体標章の登録を出願する出願人は、規則 27(2) の状況において聴聞を申請せず、又は書面で応答しないときでも、その出願を放棄したものとはみなさない。
- (3) 団体標章を規制する規約は、とりわけ次の事項を規定しなければならない。すなわち、
- (a) 個人からなる団体の名称及びその各事務所の住所
  - (b) 団体の目的
  - (c) 構成員の詳細
  - (d) 加入条件及び各構成員のグループとの関係
  - (e) 標章を使用する権限を有する者及び団体標章の使用に対して出願人が行う管理の内容
  - (f) 制裁を含め、団体標章の使用を規制する条件
  - (g) 団体標章の使用に対する審判請求の処理手続、及び
  - (h) 登録官が請求するその他の明細
- (4) 出願人は、願書とともに、自己の出願を裏付ける依拠する理由を記載した事情陳述書を登録官に提出しなければならない。当該事情は、3 通を提出しなければならない。
- (5) 登録官は、団体標章の登録出願を、一次審査において、法及び本規則の要件を満たしているか否かに関して審査させ、かつ、出願人に対して報告書を交付しなければならない。
- (6) 登録官は、出願人に対して聴聞を受ける機会を与えることなく、団体標章の登録出願を拒絶してはならず、条件若しくは制限に従うことを条件として当該出願を受理してはならず、又は当該出願若しくは規約に補正若しくは修正を課してはならない。

### 規則 40 団体標章の登録に対する異議申立

- (1) 出願を受理したときは、登録官は、当該出願を公報に公告させなければならない、規則 30(1) から (12) までの規定を商標登録出願に関して適用する。
- (2) 団体標章の登録に対する異議申立手続に関して疑義があるときは、何れの当事者も、登録官に対して、指示を申請することができる。

### 規則 41 団体標章に関する規約の補正及び更新

- (1) 規約の補正又は変更を求める団体標章の登録所有者による申請は、様式 TM-42 に規定する様式によるものとする。登録官が当該補正又は変更を受理したときは、登録官は、当該申請を公報に公告しなければならない、本事項における更なる手続は、規則

30(1)から(12)までにより規制する。

(2) 団体標章は随時更新することができ、規則 50 から規則 53 までの規定を当該更新請求について準用する。

#### **規則 42 団体標章の更正**

法の第 1 附則第 13 項にいう理由の何れかによるものを含む団体標章の取消申請は、様式 TM-43 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請をする理由の明細を記載しなければならない。規則 30(2)から(12)までの規定を本事項における更なる手続について準用する。

## 第 VIII 章 証明標章

### 規則 43 登録出願及びその手続

(1) 証明標章の登録出願は、登録官に対して、様式 TM-4 又は様式 TM-52 に規定する様式により 3 通で行い、かつ、商標の追加の表示 6 通を添付しなければならない。法の第 2 附則第 6 項に基づいて願書とともに送付すべき規約草案は、3 通とし、かつ、様式 TM-49 に規定する必要な情報を添付しなければならない。

(2) 証明標章の登録を出願する出願人は、規則 27(2)に規定する状況において聴聞を申請せず、又は書面で応答しないときでも、その出願を放棄したものとはみなさない。

(3) 証明標章を規制する規約は、とりわけ次の事項を規定しなければならない。すなわち、

(a) 出願人の説明

(b) 出願人の事業の内容

(c) 技術的人的支援の明細

(d) 証明計画を管理する出願人の権限

(e) 出願人の財政的取決

(f) 規約に規定する要件を満たすときは何れの当事者も差別されない旨の出願人からの誓約書

(g) 商標が証明商品において又は証明サービスの提供に関して表示する特徴

(h) パキスタンにおける商標の使用を監視する方法、及び

(i) 登録官が請求するその他の明細

(4) 出願人は、願書とともに、出願を裏付ける依拠する理由を記載した事情陳述書を登録官に送付しなければならない。当該事情は、3 通を提出しなければならない。

(5) 登録官は、証明標章の登録出願を、一次審査において、法及び本規則の要件を満たしているか否かに関して審査し、かつ、出願人に対して報告書を交付しなければならない。

(6) 登録官は、出願人に対して聴聞を受ける機会を与えることなく、証明標章の登録出願を拒絶してはならず、条件若しくは制限に従うことを条件として当該出願を受理してはならず、又は当該出願若しくは規約に補正若しくは修正を課してはならない。

### 規則 44 証明標章の登録に対する異議申立及び更新

(1) 出願を受理したときは、登録官は、当該出願を公報に公告しなければならないが、規則 30(1)から(12)までの規定を、商標登録出願に関して適用するのと同様に準用する。

(2) 証明標章の登録に対する異議申立手続に関して疑義があるときは、何れの当事者も、登録官に対して、指示を申請することができる。

(3) 証明標章は随時更新することができ、規則 50 から規則 53 までの規定を当該更新請求について準用する。

### 規則 45 証明標章の更正

法の第 2 附則第 15 項及び第 16 項にいう理由の何れかによる証明標章の登録の取消又は変更の申請は、様式 TM-43 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請をす

る理由の明細を記載しなければならない。規則 30(2)から(12)までの規定を本事項における更なる手続に対して準用する。

#### **規則 46 寄託された規約の変更及び証明標章の譲渡又は移転についての登録官の同意**

(1) 寄託された規約の変更を求める法の第 2 附則第 11 項に基づく証明標章の登録所有者による申請は、様式 TM-42 に規定する様式によるものとする。登録官が当該変更を許可することを決定したときは、これを公報に公告しなければならない。本事項における更なる手続は、規則 30(1)から(12)までにより規制する。

(2) 法の第 2 附則第 12 項に基づく証明標章の譲渡及び移転に対する登録官の同意の申請は、様式 TM-22 に規定する様式によるものとする。

#### **規則 47 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録**

商標登録の出願人又は所有者が、登録官に送付する書面による通知により、

(a) 商標の特定の要素を排他的に使用する権利を放棄したとき、又は

(b) 登録により与えられる権利が特定の地域的又はその他の制限を条件とすることに同意したときは、登録官は、登録簿に適切な登録をし、かつ、当該権利の部分放棄又は制限を公告しなければならない。

#### **規則 48 登録証**

第 33 条(4)に基づいて登録官が交付すべき商標登録証は、様式 0-2 に規定する様式に事件の状況により必要とされる変更を施したものとする。また、登録官は、商標の写しを登録証に添付しなければならない。

## 第 IX 章 分割出願

### 規則 49 分割出願

第 32 条に基づく出願は，様式 TM-14 に規定する様式によるものとし，かつ，出願理由の陳述書を含めなければならない。

## 第 X 章 更新及び回復

### 規則 50 登録更新の督促

商標の最後の登録の満了前 6 月以後かつ 1 月以前にいつでも、登録官は、(規則 51 に基づいて更新が既に行われている場合を除き)様式 0-3 に規定する様式による満了が迫っている旨の通知を登録所有者に送付し、かつ、同時に、規則 51 に記載する方法により登録を更新することができる旨をその者に通知しなければならない。

### 規則 51 登録の更新

登録の更新は、登録の満了日に終了する 6 月の期間内にいつでも、所定の手数料とともに、様式 TM-12 に規定する様式による更新請求を提出することによって行われなければならない。

### 規則 52 不納付の公告

(1) 商標の最後の登録の満了時に更新手数料が納付されていないときは、登録官は、その事実を直ちに公報に公告しなければならない。当該公告から 6 月以内に、更新手数料及び様式 TM-12 に規定する様式による更新請求とともに所定の追加手数料を受領したときは、登録官は、当該登録を登録簿から抹消することなく更新しなければならない。

(2) (1)に規定する通りに更新請求が提出されないときは、登録官は、規則 53 に従うことを条件として、登録簿から当該標章を抹消しなければならない。

(3) (登録出願日を参照して)登録の更新期限が到来した標章の場合において、更新期限日前 6 月以内の何れかの時に当該標章が登録されたときは、当該登録については、次の何れかにより、これを更新することができる。

(a) 実際の登録日後 6 月以内に更新手数料を納付すること、又は

(b) 実際の登録日から 6 月後の日、すなわち、(a)にいう期間の終了時に開始し、かつ、更新期限日から 6 月後の日に終了する期間内に、更新手数料及び追加の更新手数料を納付すること

(4) (3) (b)にいう手数料が同号に規定する期間内に納付されないときは、登録官は、規則 53 に従うことを条件として、登録簿から当該標章を抹消しなければならない。

(5) 登録出願日を参照して登録の更新期限が到来した標章の場合において、更新日後に当該標章が登録されたときは、当該登録については、実際の登録日から 6 月以内に更新手数料を納付することにより、これを更新することができる。当該期間内に更新手数料の納付がないときは、登録官は、規則 53 に従うことを条件として、登録簿から当該標章を抹消しなければならない。

(6) 商標登録の抹消については公告される。

### 規則 53 登録の回復

(1) 規則 51 (2) に従って登録官が標章の登録が更新されなかったことにより登録簿から当該標章を抹消した場合において、当該標章の抹消の日から 6 月以内に、様式 TM-13 に規定する様式により、適切な更新手数料及び適切な回復手数料を添えて請求

が提出されたときは、登録官は、当該標章を登録簿に回復し、かつ、その登録を更新することができる。ただし、更新がされなかった状況にかんがみて、そのようにすることを公正と登録官が納得する場合に限る。

(2) 登録の回復については、回復日を示して公報に公告する。

#### 規則 54 登録商標の変更

(1) 所有者は、登録官に対して、様式 TM-38 に規定する様式により、第 37 条に基づいて許可される自己の登録標章の変更を請求することができる。また、登録官は、当該申請がされる状況に関して、法定宣言書若しくは宣誓供述書又はその他による証拠を請求することができる。所有者は、そのように付加又は変更されたときの様子を示す標章の写し 6 部を提出しなければならない。

(2) 所有者の請求により、登録官が当該変更を許可しようとするときは、登録官は、変更された標章を公告しなければならない。所有者は、公報における公告のため、そのように変更又は付加された標章の「ポジティブフィルム」を提供しなければならない。

(3) 変更により影響を受けると主張する者は、(2) に基づく変更の公告日から 3 月以内に、様式 TM-39 に規定する様式による変更に対する異議申立書 2 通を登録官に送付することができる。かつ、異議申立理由の陳述書を含めなければならない。登録官は、当該申立書及び陳述書の写しを所有者に送付しなければならない。その後、規則 30 に規定する手続を、登録出願に対する異議申立に関する手続に対して適用するのと同様に、本手続に対しても適用する。

#### 規則 55 登録商標の放棄

(1) (2) に従うことを条件として、所有者は、次の様式による通知を登録官に送付することによって、次のものについて登録商標を放棄することができる。

(a) 様式 TM-35 に規定する様式により、商標の登録に係るすべての商品又はサービスについて、又は

(b) 様式 TM-36 に規定する様式により、その者が当該通知に指定する商品又はサービスのみにについて。

(2) (1) に基づく通知は、所有者が当該通知において次のことをしない限り、効力を有さない。

(a) 法の第 70 条(2) に規定する登録可能な取引によって当該商標に対して登録された権益を有する者の名称及び住所を示すこと、及び

(b) その者が次に該当すると証明すること。

(i) 商標を放棄する所有者の意思について 3 月以上の事前通知を送付されていること、又は

(ii) 影響を受けないか又は影響を受ける場合はそれに同意していること。

(3) 登録官は、放棄が効力を生じたときは、登録簿に適切な登録をし、かつ、それを公告しなければならない。

## 第 XI 章 譲渡及び移転

### 規則 56 譲渡又は移転の登録申請

(1) 譲渡又は移転により登録商標を取得する権原を得た者の権原の登録申請は、その者が単独で又は登録所有者との共同で、様式 TM-24 又は様式 TM-23 に規定する様式によりしなければならない。

(2) (1)に基づく申請には、申請人又は共同申請の場合は登録所有者以外の者が当該商標を取得する権原を有すると主張する根拠となる証書(ある場合)の完全な明細を含めなければならない。かつ、当該証書又はその適法に認証された謄本を、申請時に査閲のために商標登録局に提出しなければならない。登録官は、権原の証拠として査閲のために提出された証書の認証謄本を請求し、かつ、保持することができるが、当該謄本は、公衆の閲覧に供してはならない。

(3) (1)に基づいて自己の権原の登録を申請する者が、それ自体で自己の権原の証拠を提供することができる何らかの書類又は証書に基づいて自己の主張を立証しないときは、その者は、登録官の別段の指示がない限り、当該申請時に又は当該申請とともに、当該商標の所有者である旨の自己の主張の基礎となる事実の完全な明細を記載し、かつ、当該商標が自己に譲渡又は移転されたことを示して、事情を陳述しなければならない。登録官がその旨を請求するときは、当該事情については、様式 TM-18 に規定する様式による宣誓供述書によりこれを認証しなければならない。

(4) 登録官は、登録商標の所有者としての登録を申請する者に対して、登録官が納得するために必要とする権原の証拠又は追加の証拠を提出するよう請求することができる。

### 規則 57 パキスタン国外への金銭の移転及び事業の営業権の評価を伴う譲渡

パキスタン国外への金銭の移転を規制する法律が有効であるときは、登録官は、当該移転を伴う譲渡により商標を取得する権原を得た者の権原を、当該移転についての当該法律に規定された当局の許可書の提出がある場合を除き、登録してはならない。

### 規則 58 事業の営業権を伴わない商標の譲渡の公告に関する登録官の指示の申請

(1) 第 69 条(2)に基づいて事業の営業権を伴わない規則 56(1)に基づく商標の譲渡又は移転の登録を希望する者は、様式 TM-20 に規定する様式により申請をし、かつ、当該譲渡がされた日を記載しなければならない。申請人は、登録商標の場合は登録の明細を記載し、未登録商標の場合は当該商標を示し、かつ、営業権とともに譲渡された登録商標及び未登録商標の使用者を含む明細を記載しなければならない。登録官は、証拠又は追加の情報を請求することができる。各種の事項に関して登録官が納得するときは、登録官は、当該譲渡の公告に関して、書面による指示を発令しなければならない。

(2) 登録官は、第 69 条(3)が適用されるときは、(1)にいう申請の検討を拒絶することができる。ただし、規則 61 に基づく登録官の承認が取得されており、かつ、登録官の承認通知を特定する言及が当該申請書に含まれる場合は、この限りでない。

(3) (1)にいう申請をすることができる期間の延長請求は、様式 TM-21 に規定する様

式によるものとし、かつ、延長を許可することができる期間前又は期間中にいつでもすることができる。登録官が許可することができる期間延長は、3月を超えないものとする。

#### **規則 59 営業権を伴わない譲渡の登録申請**

商品又はサービスに係る商標の譲渡に関する規則 56(1)に基づく申請には、

(a) 当該商標がそれらの商品又はサービスの何れかに業として使用されていた又は使用されたか否か

(b) 当該譲渡が当該事業の営業権とともにする以外でなされたか否かを記載しなければならない、かつ、

(c) (a)及び(b)にいう状況の両方が存在するときは、申請人は、規則 58 に基づく申請により取得された譲渡を公告すべき旨の指示の写し及び当該指示が履行されたことを示す登録官が請求する証拠(公告の写し又はその他を含む)を商標登録局に提出しなければならない。当該指示が履行されたことを登録官が納得しないときは、登録官は、当該申請を遂行してはならない。

#### **規則 60 別個の登録**

規則 56(1)に基づく申請に従って、かつ、登録の商品若しくはサービスの分割及び分離又は市場の場所の分割及び分離の結果として、異なる者が商標のその後の所有者として同一の登録番号で別個に登録されたときは、結果として生じたそれらの異なる者の名義による別個の登録の各々は、法のすべての目的で、別個の登録であるものとみなす。

#### **規則 61 一定の譲渡及び移転に関する登録官の承認**

第 69 条(3)に基づく商標の譲渡に関して規則 56(1)に基づく譲渡又は移転の登録を希望する者は、登録官の承認を取得しなければならない、かつ、様式 TM-17 又は場合により様式 TM-19 に規定する様式による申請書とともに、状況を記載した事情陳述書 2 通及び当該譲渡又は移転を実施する証書又は提案された証書の謄本を登録官に送付しなければならない。登録官は、必要と認める証拠又は追加の情報を請求することができる。また、当該事情陳述書については、必要に応じてすべての関連状況を含めるようにこれを補正し、かつ、必要に応じて宣誓供述書によりこれを認証しなければならない。登録官は、その旨の請求があったときは申請人及び当該移転について利害関係を有すると登録官が認めるその他の者を聴聞した後に、当該事項を検討し、申請人に対してそれに関する証明書又は場合によりその承認若しくは不承認の通知書を交付し、かつ、当該他の者にもそれに応じて通知しなければならない。事情陳述書を補正するときは、その最終様式による写し 2 通を商標登録局に提出しなければならない。登録官は、当該事情陳述書の最終様式による写し 1 通と当該証明書又は通知書にかけて押印しなければならない。

#### **規則 62 会社への譲渡の登録**

第 72 条(4)の適用上、規則 56(1)に基づく申請により会社が登録商標のその後の所有

者として登録を受けることができる期間は、公報における商標登録の公告日から6月又は権原登録の申請人若しくは場合により登録所有者から、延長を許可することができる期間前若しくは期間中にいつでも、様式 TM-25 に規定する様式により申請があったときは、登録官が許可する6月以下の付加期間とする。

#### **規則 63 ライセンスの登録申請**

(1) 第75条及び第76条により読み替えた第70条(2)(b)に基づく何人かの登録商標の登録実施権者としての登録を求める登録官に対する申請は、その者及び登録所有者が様式 TM-28 に規定する様式によりしなければならない。

(2) 登録簿への登録実施権者の登録には、次の明細を含めなければならない。すなわち、

- (a) 登録番号及び類
- (b) 登録所有者の名称及び住所
- (c) 登録実施権者の名称及び住所
- (d) 実施権者の登録に係る商品
- (e) 送達宛先
- (f) 実施権者が排他的実施権者であるか又は非排他的実施権者であるか
- (g) 許諾使用が特定の期間のものか又は期間の制限がないか
- (h) 商品の特徴、許諾使用の態様若しくは場所又はその他の事項に関して予定される条件又は制限、及び
- (i) 所有者と登録予定実施権者との間の既存の又は予定される関係の明細(両者の関係が与える許諾使用に対する所有者による管理の度合を示す明細を含む)

#### **規則 64 登録の変更を求める登録所有者の申請**

第70条(4)(a)に基づく商標の登録実施権者の登録変更を求める当該商標の登録所有者による申請は、様式 TM-29 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請をする理由の陳述書及び当該登録実施権者が同意するときは、当該登録実施権者の同意書を添付しなければならない。

#### **規則 65 登録実施権者の登録の取消**

(1) 第70条(4)(b)に基づく登録実施権者の登録の取消申請は、適宜様式 TM-30 又は様式 TM-31 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請をする理由の陳述書を添付しなければならない。

(2) 第70条(4)(i)に従う一定期間の登録実施権者の登録の場合は、登録官は、当該期間の終了時に当該登録実施権者の登録を取り消さなければならない。商品の一部又は全部が商標の登録に係る商品から削除されるときは、登録官は、同時に、それらが含まれる商標の登録実施権者の指定からそれらを削除しなければならない。登録官は、本項に基づく各取消又は削除を、それにより許諾使用が影響を受ける登録実施権者及び商標の登録所有者に通知しなければならない。

## 規則 66 通知及び聴聞

登録官は、第 70 条(4)(b)に基づく申請を登録所有者及び商標登録に基づく各登録実施権者(申請人でない)に書面で通知しなければならない。その旨の通知を受けた者であって手続に参加しようとする者は、当該通知の受領から 1 月以内に、様式 TM-32 に規定する様式により、その旨を登録官に通知し、かつ、それとともに参加の理由の陳述書を送付しなければならない。登録官は、そのときは、当該通知及び陳述書の写しを他の当事者、すなわち、申請人、登録所有者、その登録に係争中である登録実施権者及びその他参加する登録実施権者に送達し、又は送達させなければならない。当該当事者は、登録官が指定する期間内に、自己の立場を裏付ける証拠を提出することができる。また、登録官は、当事者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、当該申請を受理若しくは拒絶することができ、又は登録官が課すことを適正と認める条件、補正、修正若しくは制限に従うことを条件としてそれを受理することができる。

## 規則 67 登録実施権者の申請

第 96 条(4)に基づく申請は、商標の登録実施権者又は登録実施権者の名義で行為する権原を有する旨を登録官に通知する者が、適宜様式 TM-16 又は様式 TM-33 若しくは様式 TM-34 に規定する様式によりしなければならない。また、登録官は、当該申請がされる状況に関して、適切と認める宣誓供述書又はその他による証拠を請求することができる。

## 規則 68 取消、無効及び更正

(1) 登録官に対する第 73 条に基づく取消申請、第 80 条に基づく商標登録の無効の宣言の申請又は第 96 条に基づく登録簿における誤記若しくは脱漏の更正申請は、当該申請をする理由の陳述書とともに、様式 TM-26 に規定する様式によりしなければならない。登録商標の所有者以外の者が申請をするときは、前記申請書及び理由の陳述書は、2 通を登録局に提出しなければならない。副本は、登録官が登録所有者に直ちに送付しなければならない。

(2) (1)にいう申請がされ、かつ、その写しが登録所有者に送付されたときは、必要に応じて、規則 30(2)から(12)までの規定を当該申請の更なる手続に対して準用するが、登録官は、登録所有者が意見書を提出しなかったとの理由のみでは、登録簿を更正してはならない。ただし、第 73 条(1)(a)又は(b)に基づく不使用を理由とする取消申請の場合において、意見書の提出がないときは、当該申請は認められる。

## 規則 69 第三者による参加

(1) 登録所有者以外の者であって、規則 68 に基づく申請がされた登録商標について利害関係を主張する者は、様式 TM-27 に規定する様式により、自己の利害関係の内容を記載して、参加の許可を申請することができる。登録官は、その旨の請求があったときは関係当事者を聴聞した後に、当該許可を拒絶することができ、又は登録官が適切と認める条件で、当該許可を与えることができる。

(2) 参加の許可を与えられた者(以下「参加人」という)は、当該参加について課された条件に従うことを条件として、本条規則に基づく申請により、規則 30 の規定の適

用上，手続の当事者として取り扱う。

(3) 登録官が本条規則に従って行われた異議申立，参加又は手続の後に申請に関する決定を下したときは，登録官は，自己の決定の理由を記載する決定の通知書を申請人，申請に異議を申し立てる者及び参加人(存在する場合)に送付しなければならない。また，登録官の決定に対する審判請求の目的で，当該決定の通知が送付された日は，決定の日であるものと解する。

#### **規則 70 名称，住所又は送達宛先の変更**

(1) 登録官は，登録商標の所有者若しくは実施権者又は規則 56 若しくは規則 62 に基づいて登録された登録商標について利害関係若しくは担保権を有する者から適宜様式 TM-33 又は様式 TM-34 に規定する様式により請求があったときは，登録簿に登録されたその者の名称又は住所の変更を登録しなければならない。

(2) 規則 9 に基づいて送達宛先を提出した者から様式 TM-50 に規定する様式により請求があった場合において，当該宛先が登録簿に登録されているときは，登録官は，いつでもそれを変更することができる。

## 第 XII 章 既存の登録に係る商品及びサービスの再分類

### 規則 71 既存の登録に係る再分類

(1) 第 4 附則に規定する分類に関して、商標の登録所有者は、商標に関する指定を第 4 附則に規定する指定に適合させるように、登録官に対して、様式 TM-40 に規定する様式により、当該指定の変更を申請することができる。当該申請書には、当該登録に基づく登録実施権者に係る指定の同様の変更請求を含めなければならない。また、登録所有者は、当該申請書の写しを商標の登録実施権者(存在する場合)に送達しなければならない。

(2) 登録官は、そのときは、提案された変更の結果として登録簿を訂正するべきと登録官が認める形態を示す提案を、登録所有者及び登録実施権者(存在する場合)に書面で通知しなければならない。同一の日付を有し、かつ、訂正又は代替された分類に基づいて同一の類に該当する商品に係る 2 以上の商標登録については、本条規則に従う変更により、これらを統合することができる。

(3) (2)にいう提案については、公報に公告する。

### 規則 72 異議申立

(1) 異議申立書は、(2)に基づく提案の公告日から 2 月以内又は通算 2 月以下の期間内に、様式 TM-41 に規定する様式により 2 通を提出しなければならない。かつ、提案された訂正が第 97 条の規定に如何に違反するかを示す陳述書 2 通を添付しなければならない。当該商標の登録に基づく登録実施権者が存在するときは、当該申立書及び陳述書にはまた、存在する登録実施権者と同数のその写しも添付しなければならない。登録官は、2 月以内に、当該申立書及び陳述書の各写しを登録所有者及び各登録実施権者(存在する場合)に送付しなければならない。また、各写しの受領から 2 月以内に、登録所有者は、様式 TM-6 に規定する様式により、異議について争う理由を十分に記載した意見書 3 通を登録官に送付することができる。登録所有者が当該意見書を送付したときは、登録官は、2 月以内にその写しを異議申立人に送達しなければならない。異議申立の更なる処理手続は、規則 30(3)から(12)までの規定を準用して規制する。疑義があるときは、何れの当事者も、登録官に対して、指示を申請することができる。

(2) (1)に規定する期間内に異議申立がなかったとき又は異議申立があった場合において指定の変更が許可されたときは、許可された提案を公報に公告しなければならない。かつ、登録簿にすべての必要な登録をしなければならない。登録簿に当該登録がされた日付は、登録簿に登録する。本項に従って登録簿にされた如何なる登録も、第 35 条に基づく登録の更新日に影響を及ぼすものではなく、更新日については、変更が許可される前と同様にこれを決定する。

### 規則 73 情報の請求

登録出願又は登録商標に関する情報の請求は、様式 TM-45 に規定する様式によるものとする。

#### 規則 74 公告前に入手可能な情報

登録出願の公告前に、登録官は、願書及びそれに施された補正並びに登録官に対する通知に含まれる明細を公衆の閲覧に供さなければならない。

#### 規則 75 書類の閲覧

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、登録官は、登録標章に関して又は商標登録出願が公告されているときは、当該出願に関して登録局に提出され、又は保管されているすべての書類の閲覧を許可しなければならない。

(2) 登録官は、法又は本規則に基づいて実施することを必要とし、又は許可された当該書類に関連する手続又は手続の段階を完了するまでは、(1)にいう書類の閲覧を許可する義務を負わない。

(3) (1)に基づく閲覧の権利は、次の書類に対しては適用しない。

(a) 登録局に提出された後 14 日までの書類

(b) 登録局においてその内部で使用するためにのみ作成された書類

(c) 登録局の請求によるか又はその他かを問わず、査閲した後に送付者に返却するために登録局に送付された書類

(d) 規則 73 に基づく情報の請求書

(e) 登録局が発行した書類であって、秘密として取り扱うべきであると登録官が認めるもの

(f) 登録官が規則 76 に基づいて秘密として取り扱うべき旨の指示を発令した書類

(4) (1)の如何なる規定も、次の書類を公衆の閲覧に供する義務を登録官に課すものと解釈してはならない。

(a) 何人かに損害を与える虞があるようにその者の名誉を傷つけると登録官が認める書類又は書類の一部、又は

(b) 法の施行前に登録局に提出又は送付された書類

(5) 書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供すべきでない旨の(4)に基づく登録官の決定に対しては、一切審判請求をすることができない。

#### 規則 76 秘密書類

(1) 規則 3 に従って登録官が請求し、かつ、公告された様式以外の書類が登録局に提出された場合において、それを提出する者が、提出時又は提出から 14 日以内に、当該書類又はその特定の一部を秘密として取り扱うべき旨を理由を示して請求したときは、登録官は、当該書類又は場合によりその一部を秘密として取り扱うべき旨を指示することができる。また、当該書類は、当該事項を登録官が決定している間は、公衆の閲覧に供してはならない。

(2) 当該指示が発せられ、かつ、取り下げられていないときは、本条規則の如何なる規定も、登録官の許可による場合を除き、当該指示に係る書類又はその一部の閲覧の許可を受けることを何人かに認可し、又は請求するものと解してはならない。

(3) 登録官は、指示を発することを請求した者との事前協議なしに、本条規則に基づいて発せられた指示を取り下げてはならない。ただし、かかる事前協議が合理的に実行可能でないことを登録官が納得する場合は、この限りでない。

(4) 登録官は、登録局が発行した書類を秘密として取り扱うべきであると認めるときは、その旨を指示することができる。当該指示があったときは、当該書類は、登録官の許可による場合を除き、公衆の閲覧に供してはならない。

(5) 本条規則に基づいて書類を秘密として取り扱うべき旨の指示が発せられたときは、その事実の記録を当該書類とともにファイルしなければならない。

#### **規則 77 聴聞後に下すべき登録官の決定**

(1) 法若しくは本規則に基づく手続の当事者を登録官が聴聞すべき旨又は当該当事者に対して聴聞を受ける機会を与えるべき旨を請求する法又は本規則の規定を害することなく、登録官は、法又は本規則に基づいて登録官に対する手続の当事者に不利であるか又は不利となる可能性がある何らかの事項に関する決定を下す前に、当該当事者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(2) 登録官は、聴聞を受けることができる時期について当該当事者に少なくとも 10 日の事前通知をしなければならない。ただし、当該当事者がより短い期間の事前通知に同意した場合は、この限りでない。

#### **規則 78 登録官に対する手続における証拠**

登録官に対する手続における証拠は、宣誓供述書により提出する。ただし、登録官は、適切と認めるときは、かかる宣誓供述書による証拠の代わりに又はそれに加えて口頭証拠を採用することができる。

#### **規則 79 書類、情報又は証拠を請求する登録官権限**

登録官に対する手続の如何なる段階でも、登録官は、自己が合理的に必要とする書類、情報又は証拠を、自己が指定する期間内に提出すべき旨を指示することができる。

#### **規則 80 期間延長**

(1) 期限又は期間であって、

(a) (3)にいう規則が規定する期限又は期間以外の本規則が規定するもの、又は  
(b) 何らかの行為をし、又は何らかの手続をとるために登録官が指定するものについては、関係人又は関係当事者の請求により、影響を受けるその他の者又は当事者に登録官が指示する通知をし、登録官が指示する条件で、登録官が指示する通算 3 月以下の付加期間まで、登録官がこれを延長することができる。

(2) 規則 29 に基づいて出願が公告された後に提出される本規則が規定する期間の延長請求は、様式 TM-56 に規定する様式によるものとし、その他の場合は、登録官がその旨を指示するときは、当該様式によるものとする。

(3) (1) から除外される規則は、規則 9(6) (送達宛先の不提出)、規則 25(出願の瑕疵)、規則 30(1) (異議申立書の提出期間)、規則 30(2) (答弁書の提出期間)、規則 50(1) (遅延更新)、規則 52(登録の回復)、規則 57(3) (譲渡の公告に関する指示)及び規則 62(第 72 条に基づく会社への譲渡の登録)である。

(4) (5) に従うことを条件として、(1) に基づく期間延長請求は、当該期限又は期間が満了する前にしなければならない。

(5) 延長請求が当該期間が満了した後にされた場合において、延長請求の遅延の説明を登録官が納得し、かつ、延長がそれにより影響を受けるその他の者又は当事者に不利益を及ぼさないと登録官が認めるときは、登録官は、自己の裁量により、当該期間又は期限を延長することができる。

(6) 登録官に対する手続の当事者が本規則に基づいて証拠を提出することができる期間が、他の当事者が証拠を提出することができる期間の満了時に開始することになる場合において、当該他の当事者が証拠又は追加の証拠の提出を希望しない旨を登録官に通知したときは、登録官は、最初に述べた当事者が証拠を提出することができる期間を、指示において指定する日に開始すべき旨を指示することができ、かつ、当該日を紛争のすべての当事者に通知しなければならない。

### **規則 81 不備の是正、期限及び期間の計算**

(1) 登録局又は登録官における又は対する手続上の不備については、(2)に従うことを条件として、登録官が指示する条件で、これを更正することができる。

(2) 不備又は予測される不備が、

(a) 法、本規則又は引き続き適用される旧法に規定する期限又は期間に関する何らかの制限の不遵守からなるものであり、かつ、既に起こっているか又は本条規則に基づく指示がなければ起こる虞があると登録官が認めるとき、及び

(b) 登録局又は登録官の誤記、懈怠又は脱漏に全部又は一部起因するものであり、かつ、更正すべきであると登録官が認めるときは、登録官は、当該期限又は期間を登録官が指定する方法により延長すべき旨を指示することができる。

(3) (2)は、規則 80 に基づいて期限又は期間を延長する登録官権限を害するものではない。

## 第 XIII 章 登録官による費用の裁定

### 規則 82 争われない事件における費用

(1) 本規則に基づいて適法に提起された異議について出願人が争わないときは、登録官は、異議申立人に対して費用を裁定すべきか否かを決定するに当たって、当該異議申立をする前に異議申立人が出願人に合理的な通知をしていれば手続を回避できた筈であるか否かを検討しなければならない。

(2) (1)の如何なる規定にも拘らず、第 1 附則の項目 5, 6, 7, 8, 9 及び 10 に規定された手数料並びに手続において使用された宣誓供述書に使用され、貼付されたすべての印紙についての費用は、敗訴者が負担する。

(3) 費用の規模。(1)及び(2)の規定に従うことを条件として、登録官に対するすべての手続において、登録官は、法による別段の明示規定がある場合を除き、第 6 附則に基づいて当該事項に対して許容される額を超えない費用であって、事件のすべての状況にかんがみて登録官が合理的と認めるものを裁定することができる。

### 規則 83 費用に対する担保

(1) 登録官が法又は本規則に基づく登録官に対する手続の当事者である者に対して、それらの手続に関して提供を請求することができる費用に対する担保は、登録官が適正と認める任意の額に定めることができる。また、当該額については、手続の如何なる段階でも、登録官がこれを更に増額することができる。

(2) (1)にいう担保を提供しないときは、登録官は、登録官に対する手続の場合は、懈怠当事者を、場合によりその申請、異議申立又は参加を取り下げたものとして取り扱うことができる。

### 規則 84 認証謄本等の提供

(1) 登録官は、様式 TM-46 に規定する様式により請求があったときは、登録簿の何らかの登録事項若しくは第 121 条(1)にいう何らかの書類又は登録官の何らかの決定若しくは命令の認証謄本又は抄本を提供しなければならない。書類の認証謄本又は抄本を必要とする目的は、様式 TM-46 に規定する様式により記載しなければならない。

(2) 商標の写しを認証謄本に含める必要があるときは、登録官は、申請人に対して、この目的に適合するその写しを提供すべき旨を請求することができる。申請人がこれを怠ったときは、登録官は、当該商標の写しを認証謄本に含める義務を負わない。

(3) 商標登録に関する証明書又は認証謄本若しくは抄本を、パキスタン国外の領域において登録を取得するに当たって使用しようとするときは、登録官は、当該商標の写しを当該証明書又は認証謄本若しくは抄本に含めなければならない。かつ、当該証明書又は認証謄本若しくは抄本の申請人に対して、この目的に適合する当該商標の写しを登録官に提出すべき旨を請求することができる。申請人がこれを怠ったときは、登録官は、当該証明書又は認証謄本若しくは抄本の交付を拒絶することができる。

(4) 商標が色彩の制限なしに登録されているときは、認証謄本又は抄本に含めるべき商標の写しは、登録簿に掲載された色彩又はその他の色彩によることができる。当該証明書又は認証謄本若しくは抄本には、当該商標が色彩の制限なしに登録されてい

る旨を記載する。

## 第 XIV 章 高等裁判所への審判請求

### 規則 85 審判請求期間

法又は本規則に基づく登録官の決定に対する高等裁判所への審判請求は、当該決定の日から 2 月以内又は高等裁判所が許可する付加期間内にしなければならない。

## 第 XV 章 雑則

### 規則 86 有効性証明書の注記

裁判所が第 112 条に規定する通りに登録商標の有効性に関して証明したときは、当該商標の登録所有者は、登録官に対して、様式 TM-47 に規定する様式により、手続の過程で有効性証明書が交付された旨の注記を登録簿の登録事項に追加することを請求することができ、当該手続の明細を当該請求書に記載しなければならない。当該証明書の公認謄本を当該請求書とともに送付しなければならない。登録官は、その旨の注記を登録簿に登録し、かつ、当該注記を公報に公告しなければならない。

### 規則 87 登録官に対する調査の請求

何人も、様式 TM-55 に規定する様式により、登録簿における又は係属している登録出願の中の何らかの標章が、その表示 2 通を当該様式に添付した商標に類似するか否かを確認するために、登録官に対して、第 4 附則の何れか 1 類に分類される指定の商品又はサービスについて調査をさせるよう請求することができる。登録官は、当該調査をさせ、かつ、その結果を請求人に通知しなければならない。

### 規則 88 個人的調査

また、何人も、手数料の納付により、登録簿における又は係属している登録出願の中の何らかの標章が、その者が登録を希望する商標に類似するか否かを確認するために、第 4 附則の何れか 1 類の指定の商品又はサービスについて個人的調査を行うことができる。

### 規則 89 公報及びその他の書類の写しの頒布

連邦政府は、登録官に対して、連邦政府が必要と認める公報及びその他の書類を、連邦政府が州政府と協議して定め、かつ、官報に随時告示する場所に頒布すべき旨を指示することができる。

### 規則 90 登録官に送達すべき裁判所に対する申請書

法に基づく高等裁判所に対する各申請書は、登録官に送達する。

### 規則 91 登録官の裁量権の行使

第 111 条(2)に基づいて聴聞を受ける機会を得ることができる者が聴聞を請求する選択権を行使する期間は、法又は本規則に別段の明示規定がある場合を除き、登録官がその者が聴聞を受けることができる事項を決定する前にその者に対して差し出すべき通知の日から 1 月とする。当該月以内にその者が聴聞を請求するときは、登録官は、聴聞の日を指定し、かつ、それについて 10 日の事前通知をしなければならない。

### 規則 92 決定の通知

法又は本規則により登録官に付与された何らかの裁量権を行使した登録官の決定は、影響を受ける者に通知しなければならない。

## 第 II 部 織物標章についての特別規定

### 第 I 章 雑則

#### 規則 93 織物標章に対して適用すべき規則

この部の規定に従うことを条件として、本規則第 I 部及び第 IV 部の規定は、非織物に係る商標及び証明標章に対して適用するのと同様に、織物標章及び織物に係る証明標章に対しても適用する。

#### 規則 94 織物標章

「織物標章」という表現は、法の第 XI 章の適用上、規則 95 に「織物」として規定する商品に関して使用され、又は使用される予定である商標又は証明標章を意味する。

#### 規則 95 織物

法の第 XI 章が適用され、かつ、法及び本規則において「織物」という商品の類は、第 4 附則の第 22 類から第 27 類まで(両類を含む)とする。

#### 規則 96 織物の品目

商標が文字若しくは数字又はそれらの結合のみからなるときは、第 5 附則に規定する織物の品目の各々について、別個の商標登録出願をしなければならない。当該出願は、様式 TM-53 に規定する様式によるものとする。

#### 規則 97 第 5 附則の品目のグループ化

文字、数字又はそれらの結合のみからなる商標の登録出願の目的で、第 5 附則の品目は、次の通りにグループ化する。各グループに該当する商品は、同種の商品であるものとみなし、異なるグループに該当する商品は、同種の商品であるものとはみなさない。

グループ 1：品目 1, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 30, 33, 36, 37, 39, 41, 42, 44, 45, 48, 49, 54, 55, 59, 61, 62, 65 及び 91

グループ 2：品目 2, 3, 14, 17, 18, 34, 35 及び 47

グループ 3：品目 6, 7, 21, 38 及び 52

グループ 4：品目 13, 29, 75, 77 及び 78

グループ 5：品目 15, 28, 31, 40, 60, 66, 79, 88, 90 及び 93

グループ 6：品目 32, 43, 64 及び 94

グループ 7：品目 46, 83 及び 85

グループ 8：品目 50, 51, 56, 57, 63, 76, 80, 84, 86, 87 及び 89

グループ 9：品目 53

グループ 10：品目 58, 82 及び 92

グループ 11：品目 67, 68, 69, 70 及び 71

グループ 12：品目 72

グループ 13：品目 73

グループ 14 : 品目 74

グループ 15 : 品目 81

## 第 II 章 文字及び数字の登録の条件及び制限

### 規則 98 定義

本章の適用上、主題又は文脈に相反する事項がない限り、

- (a) 「バランス数字」とは、3桁以上7桁以下の同一数字又は同一文字からなる商標を意味する。
- (b) 「桁」とは、単一の文字を含む。
- (c) 「文字分数」とは、1以上の文字を含む分数を意味する。

### 規則 99 一定の標章の非登録性

(1) (2)に従うことを条件として、織物については、次の標章は、登録を受けることができない。すなわち、

- (a) 1桁の数字又は7桁以上の数字であってバランス数字でないもの
  - (b) 単一の文字又は7文字以上の文字の結合であってバランス数字でないもの
  - (c) 9桁以上の数字及び文字の結合
  - (d) 総計9桁以上からなる分数又は文字分数
  - (e) 総計3桁未満を有する分数又は文字分数
  - (f) 7桁以上の数字及び分数の結合
  - (g) 数字、文字、分数及び文字分数の結合であって、9桁以上を有するか又は分子若しくは分母が2桁以上の分数で終わるもの
  - (h) 生地寸法を表示する数字又は文字、及び
  - (i) 同一の商品又は商品表示について異なる者の名義で既に登録された同一シリーズのバランス数字よりも2桁以下少ないものからならないバランス数字
- (2) 商標は、登録出願日前に、それが使用された結果として実際に識別性を獲得したときは、(1)の規定によって登録を拒絶されない。

### 規則 100 欺瞞する又は混同を生じさせる虞がある標章

(1) 数字、文字、分数、文字分数又はそれらの結合からなり、かつ、バランス数字でない商標は、同一の商品又は同種の商品について異なる者の名義で登録された商標と次の点において異ならないときは、織物標章として登録を受けることができない。すなわち、

- (a) 4桁以下の数字の場合は、少なくとも1の対応する桁
- (b) 5桁の数字の場合は、少なくとも2の対応する桁
- (c) 6桁の数字の場合は、少なくとも3の対応する桁
- (d) 2文字の結合の場合は、少なくとも1の対応する文字
- (e) 3又は4文字の結合の場合は、少なくとも2の対応する文字
- (f) 5又は6文字の結合の場合は、少なくとも3の対応する文字
- (g) 1文字及び1桁の数字からなる標章の場合は、それらの少なくとも1
- (h) 1文字及び2又は3桁の数字からなる標章の場合は、少なくとも1の対応する数字の桁
- (i) 1文字及び4以上の桁の数字からなる標章の場合は、少なくとも2の対応する桁

(j) 2以上の文字及び1以上の桁の数字からなる標章の場合は、少なくとも1の対応する文字及び1の対応する数字の桁

(k) 分数若しくは文字分数又はそれらの結合であって、分子及び分母における合計桁数が3又は4であるものの場合は、分子又は分母の何れかからの少なくとも1の対応する桁

(l) 分数若しくは文字分数又はそれらの結合であって、分子及び分母における合計桁数が5以上であるものの場合は、分子における少なくとも1の対応する桁及び分母における1の対応する桁又は分子若しくは分母の何れかにおける2の対応する桁

(m) 数字及び分数からなる結合の場合は、少なくとも1の対応する数字の桁

(n) 文字、数字及び分数(文字分数を含む)の結合の場合において、

(i) 分数を除く合計桁数が3以下であるときは、少なくとも1の対応する桁

(ii) 分数を除く合計桁数が4以上であるときは、少なくとも2の対応する桁

(2) (1)の如何なる規定も、商標が同項に規定する何れかの場合の範囲に該当しないときは、当該商標を欺瞞する又は混同を生じさせる虞がないものと当然にみなすことを意味するものと解釈してはならない。

## 第 III 章 諮問委員会

### 規則 101 諮問委員会の設立

(1) 第 95 条の適用上、第 7 附則に規定する協会の推薦により連邦政府が任命する委員からなる諮問委員会を設立する。

(2) 第 7 附則に規定する協会が推薦することができる人数は、前記附則に規定する人数とする。

ただし、連邦政府がこの目的で許可する期間内に、前記協会の何れかが推薦をしなかったとき又は推薦することができる全人数の推薦をしなかったときは、連邦政府は、その発意により、かかる推薦なしに、必要な人数の諮問委員会の委員を任命することができる。

(3) 連邦政府は、織物取引の慣習に精通しているその他の者を当該委員会の委員として任命することができる。

### 規則 102 委員の在任期間

諮問委員会の各委員の在任期間は 2 年とするが、退任する委員は、その在任期間の終了時に再任されることができる。

ただし、委員は、その任命から 2 年の満了後に、その者が再任されるか又はその者の代わりに別の委員が任命される時までには、引き続き在任することができる。

### 規則 103 委員の交代

諮問委員会の何れかの委員がパキスタンに居住しなくなったとき又は諮問委員会の委員として行動することができなくなったときは常に、連邦政府は、規則 101 の規定に従って、その者の代わりに他の者を委員に任命することができる。

### 規則 104 委員の選任

諮問委員会は、そのようにすることを便宜と認めるときは常に、その何れかの会議の目的で、1 又は 2 以上の者をその委員として選任することができる。

ただし、何らかの会議の目的で委員として選任された者は、前記会議の終了後に自動的に委員でなくなるものとする。

### 規則 105 諮問委員会の会議

(1) 諮問委員会は、その委員のうち 2 名をそれぞれ議長及び副議長として選出する。議長又は副議長が在任しなくなったときは、諮問委員会の次回会議において再選出することによって空位を補充する。

(2) 諮問委員会の会議は、議長が適切と認める時及び場所において開催する。

### 規則 106 諮問委員会の秘書

諮問委員会はまた、秘書を任命し、かつ、秘書の名称及び住所を登録局に寄託しなければならない。

### **規則 107 諮問の方法**

諮問委員会が検討し助言することを請求された問題は、その会議において又は書類の回覧により、諮問委員会の委員に決定を付託することができる。

ただし、書類の回覧により付託された問題は、諮問委員会の少なくとも 10 名の委員の請求があったときは、その次回会議の議題とする。

### **規則 108 助言を求める事件の事実**

登録官は、諮問委員会の助言を求める事件に関する事実を諮問委員会に書面で送付しなければならない。

### **規則 109 助言を提供する期限**

登録官が諮問委員会に求める助言は、助言を求める書状の受領日から 21 日以内に諮問委員会が書面で提供しなければならないが、登録官は、諮問委員会の請求により、期間を延長することができる。

### **規則 110 追加の情報**

登録官が求める助言を提供する目的で、諮問委員会が追加の情報を請求するときは、諮問委員会の秘書は、登録官に書状を送ることができ、請求された情報は、登録官が書面で提供しなければならない。

### **規則 111 会議の主宰**

議長は、自己が出席する各会議を主宰しなければならない。議長が欠席のときは、副議長が会議を主宰しなければならない。議長及び副議長が欠席のときは、出席委員は、会議を主宰するためにその委員のうち 1 名を選出しなければならない。

### **規則 112 票決**

何らかの争点について諮問委員会の委員の意見が分かれたときは常に、当該問題は投票の過半数により決定し、投票は挙手によるものとする。議長は投票することができ、同票の場合は、決定票を有する。

### **規則 113 会議の記録**

諮問委員会の秘書は、諮問委員会が取り扱うすべての議事の記録を維持管理しなければならない。登録官は、会議において取り扱われた議事の記録の写しであって、秘書が真正であると証明したものを請求する権原を有する。

## 第 III 部 商標代理人の登録

### 規則 114 定義

本章の適用上、主題又は文脈に相反する事項がない限り、

- (a) 「代理人」とは、弁護士若しくは旧法に基づいて代理人として登録されている者又は登録代理人を意味する。
- (b) 「卒業者」とは、パキスタンの法律により設立された大学又は連邦政府により認定された外国の大学の卒業者を意味する。
- (c) 「登録代理人」とは、規則 115 に基づいて備えられた商標代理人登録簿に名称が実際に記載されている商標代理人を意味する。

### 規則 115 商標代理人登録簿

商標登録局は商標代理人登録簿を維持管理し、これには各登録代理人の名称、居住地住所、事業所住所、資格及び登録日を登録する。

### 規則 116 登録適格性

- (1) 何人も、パキスタンに居住しており、かつ、登録代理人となることが適切な者であると登録官が認めていない限り、商標代理人としての登録に不適格とする。
- (2) 何人も、パキスタン国籍を有し、かつ、次に該当しない限り、商標代理人としての登録資格を有さない。
  - (a) 少なくとも、認定された大学の法学、科学、芸術若しくは商学の卒業者若しくは工学の卒業者であるか又は同等の資格を有し、登録局に対する業務をする登録商標代理人又は弁護士との実務経験が少なくとも 3 年あり、かつ、パキスタンの商標、証拠及び民事訴訟に係る法律及び手続に関する筆記及び口述試験に 50 パーセントを超える点数で合格したこと、又は
  - (b) 7 年以上の期間、商標登録局において給与基準 17 以上の職員であったこと。ただし、かかる者は何人も、退職又は業務終了の日から 1 年の期間は、登録を受ける権原を有さない。さらに、かかる者は何人も、業務から免職又は解任されたときは、登録を受ける権原を有さない。

### 規則 117 登録を禁止されている者

何人も、次のときは、商標代理人としての登録に不適格とする。

- (i) 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けたとき
- (ii) 債務弁済未了の破産者であるとき
- (iii) 債務弁済完了の破産者であって、その者の破産がその者の側に如何なる違法行為もなく災難により生じたものである旨の証明書を裁判所からいまだ取得していないとき
- (iv) パキスタン国内か又は国外かを問わず管轄裁判所から、流罪又は拘禁に処すべき罪について有罪の判決を受けたとき。ただし、その者の有罪判決対象であった罪が赦免された場合又はその者の申請により、連邦政府が本件についての命令により資格喪失を解除した場合は、この限りでない。又は

(v) その者の職業上の資格でなされた何らかの過失行為、違法行為又は不正行為を理由として登録代理人となることが適切かつ適正な者でないと連邦政府が認めるとき

#### **規則 118 申請の方法**

商標代理人としての登録申請はすべて、商標登録局に送付又は提出し、かつ、2通で行わなければならない。

#### **規則 119 商標代理人としての登録申請**

- (1) 商標代理人としての登録を希望する各人は、様式 TMA-1 に規定する様式により申請をしなければならない。
- (2) 申請人は、申請に関して、登録官がいつでも申請人に請求する追加の情報を提出しなければならない。

#### **規則 120 申請時の手続**

何人かの商標代理人としての登録申請書を受領したときは、登録官は、その者に対して、商標登録局又は登録官が適法に承認した教育機関の何れかにおいて年に1回行われる筆記及び口述試験に出席する機会を与えなければならない。

#### **規則 121 商標代理人登録簿への登録**

申請人が筆記及び口述試験に合格し、規則 116 に規定する資格要件を満たし、かつ、規則 117 に規定する要件に違反しないときは、登録官は、その旨の通告を申請人に送付しなければならない。その旨の通告を受けた者は、自己の商標代理人としての登録についての所定の手数料を納付することができる。所定の手数料の受領時に、登録官は、申請人の名称を商標代理人登録簿に登録させ、かつ、その者の商標代理人としての登録を認定において様式 0-4 に規定する様式による証明書を申請人に交付しなければならない。

#### **規則 122 商標代理人登録簿における名称の登録継続**

規則 117 の規定に従うことを条件として、商標代理人登録簿における何人かの名称の登録継続は、その件についての所定の手数料の納付を条件とする。

#### **規則 123 商標代理人登録簿からの代理人の名称の抹消**

- (1) 登録官は、次のときは、商標代理人登録簿から登録代理人の名称を恒久的又は一時的に抹消することができる。
  - (a) 登録代理人からその旨の請求を受領したとき
  - (b) 登録代理人から年次手数料を納付期日から3月の満了時に受領していないとき
  - (c) 登録代理人が登録の時点で規則 117(i), (ii), (iii)及び(iv)にいう資格喪失の何れかの対象であったことが判明し、又はその後その対象となったとき、又は
  - (d) その者の職業上の資格でなされた何らかの過失行為、違法行為又は不正行為を理由として連邦政府が登録代理人を登録簿にとどめておくことが適切かつ適正な者

でないと言明したとき

ただし、かかる宣言をする前に、連邦政府は、関係人に対してその者の登録を取り消すべきでない理由を示すよう請求し、かつ、連邦政府が必要と認める更なる調査(ある場合)をしなければならない。

(2) 登録官は、商標代理人登録簿から死亡した登録代理人の名称を抹消しなければならない。

(3) 商標代理人登録簿からの何人かの名称の抹消は、官報及び公報に告示し、かつ、可能な場合は常に、関係人に通知しなければならない。

#### **規則 124 抹消された名称の回復**

(1) 登録官又は場合により連邦政府は、規則 122(1)に基づいてその名称が一時的に抹消された者から様式 TMA-2 に規定する様式により申請があったときは、その者の名称を商標代理人登録簿に回復することができる。

(2) 商標代理人登録簿への名称の回復は、官報及び公報に告示し、かつ、可能な場合は常に、関係人に通知しなければならない。

#### **規則 125 商標代理人登録簿の変更**

(1) 登録代理人は、様式 TMA-3 に規定する様式により、商標代理人登録簿に登録された自己の名称、住所、事業所住所又は資格の変更を申請することができる。当該申請及びその件についての所定の手数料の受領時に、登録官は、商標代理人登録簿に必要な変更をさせなければならない。

(2) 商標代理人登録簿にされた各変更は、官報及び公報に告示しなければならない。

#### **規則 126 商標代理人登録簿の刊行**

商標代理人登録簿は、登録官が適切と認めるときは、登録事項を登録代理人の姓のアルファベット順に配列して随時刊行され、また、その写しは販売される。

#### **規則 127 既存の商標代理人の登録**

(1) 規則 116 の如何なる規定にも拘らず、告示日において、1963 年改正商標規則に基づいて維持管理された商標代理人登録簿に名称が記載されている各人は、法及び本規則に基づいて商標代理人として登録されたものとみなす。

(2) (1)に基づいて登録されたものとみなす商標代理人の継続手数料は、告示日から納付しなければならない。

(3) 弁護士は、代理人として行為するために、商標代理人登録簿に記載されていることを要しない。

## 第 IV 部 登録支局に関する規則

### 規則 128 登録支局の設立及び運営

(1) 連邦政府は、法が適用される領域内の何れかの場所において、支局を設立することができる。

(2) 各登録支局は、商標副登録官又は登録官が登録官の特定の職務を委任したその他の職員を管理し、かつ、登録官の管理及び監督に基づいて行動しなければならない。

### 規則 129 申請書等

法又は本規則に基づいて登録支局に申請し、提出し、送付し、又は納付することを認可され、又は必要とするすべての申請書、通知、陳述書及びその他の書類並びにそれについての手数料は、登録支局に申請され、提出され、送付され、又は納付されたときは、それにより、商標登録局に適法に申請され、提出され、若しくは送付され、又は納付されたものとして効力を有する。

### 規則 130 登録簿の謄本等の閲覧

登録簿の謄本及び係属中の出願の表示は、所定の手数料の納付があったときは、登録支局が公衆に対して閉鎖されていないすべての日の登録官が定める時間に閲覧に供する。

### 規則 131 登録支局における聴聞

(1) 登録支局に商標登録出願がされた場合において、聴聞が必要となり、かつ、出願人がそれを希望するときは、当該出願は、登録支局において聴聞する。

ただし、登録官が、登録支局にされた同一であるか又は非常に類似する商標の 2 以上の登録出願を 1 回の聴聞において処理する必要があるときは、カラチ又は登録支局における当該出願の聴聞を指示することは、登録官の裁量によるものとする。

(2) 聴聞が登録支局において行われたときは、それについての決定は、登録支局において宣告する。

## 第 V 部 証拠書類の返却及び記録の廃棄

### 規則 132 証拠書類の返却

(1) 法又は本規則に基づく何らかの事項又は手続において提出された証拠書類が、商標登録局において最早必要とされないときは、登録官は、関係当事者に対して、当該証拠書類を登録官が指定する期間内に引き取るよう請求することができる。当該当事者がこれを怠ったときは、当該証拠書類は廃棄される。

(2) 告示日前に何らかの証拠書類が何らかの手続において提出された場合において、登録官は、当該証拠書類を保持することが最早必要でないとなつたときは、告示日から 6 月の満了後にそれらを廃棄させることができる。

### 規則 133 記録の廃棄

商標登録出願が取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶されたとき、商標が登録簿から抹消されたとき又は異議申立若しくは更正手続において、事案が完結し、かつ、高等裁判所若しくは最高裁判所に審判請求が一切係属していないときは、登録官は、当該商標が登録簿から抹消された後又は場合により当該異議申立若しくは更正手続が終了した後 3 年の満了時に、当該出願、異議申立若しくは更正又は関係商標に関する記録の全部又は一部を廃棄することができる。

## 第 VI 部 雑則

### 規則 134 係属中の出願の変更様式

(1) 標章の登録性が法の規定に従って決定される旨を主張する法の第 4 附則第 11 項に基づく登録官への通知は、様式 TM-44 に規定する様式によるものとする。

(2) 旧法に基づいてされた商標登録出願が本規則の施行以後に公告されたときは、異議申立をすることができる期間は、本規則によって廃止する規則ではなく本規則に基づいて規制する。

### 規則 135 廃止及び例外

(1) 1963 年改正商標規則は、本規則によって廃止する。

(2) 本規則が規定する場合を除き、1963 年改正商標規則に基づいて又は従ってなされた事柄、とられた措置、開始された手続又は発せられた命令は、本規則に基づいて又は従ってなされ、とられ、開始され、又は発せられたものとみなす。

(3) 規則 134 に規定する場合を除き、

(a) 本規則の施行の直前に、1963 年改正商標規則により定められた期限又は期間が何らかの行為又は手続に関して効力を有し、かつ、満了していない場合において、

(b) 本規則により定められた対応する期限又は期間が満了しているか又は先に満了するときは、本規則ではなく 1963 年改正商標規則により定められた期限又は期間を、当該行為又は手続に対して適用する。

## 第 1 附則

[規則 4 参照]

### 手数料

| 通し<br>番号 |  | 額<br>(ルピー) | 対応する様式<br>番号 |
|----------|--|------------|--------------|
| (1)      | (2)  | (3)        | (4)          |
| 1        | 他項目で賦課されない 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての商標登録出願時 (第 22 条)  | 1,000/-    | TM-1         |
| 2        | 第 25 条に基づく条約国からの 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての商標登録出願時   | 1,000/-    | TM-2         |
| 3        | 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての団体標章の登録を求める第 82 条及び法の第 1 附則に基づく出願時   | 1,000/-    | TM-3         |
| 4        | 1 類に含まれる商品又はサービスの指定についての証明標章の登録を求める第 83 条及び法の第 2 附則に基づく出願時   | 1,000/-    | TM-4         |
| 5        | 第 28 条(2)に基づく異議申立時において、異議申立される各出願について  | 3,000/-    | TM-5         |
| 6        | 第 28 条(4)に基づく異議申立に応答する答弁時において、異議申立される各出願について又は第 73 条、第 80 条及び第 96 条の何れかに基づく申請に応答する答弁時において、各商標について又は第 37 条若しくは第 97 条に基づく異議申立に応答する答弁時において、異議申立される各申請若しくは変更について | 500/-      | TM-6         |
| 7        | 関係手続の各当事者による第 28 条、第 37 条、第 73 条、第 80 条、第 96 条及び第 97 条の何れかに基づく聴聞に出頭する意思の通知時  | 200/-      | TM-7         |
| 8        | 第 1 附則(第 82 条)及び第 2 附則(第 83 条)に基づく団体標章又は証明標章の登録出願に対する異議申立時   | 3,000/-    | TM-8         |
| 9        | 団体標章又は証明標章の登録についての第 1 附則(第 82 条)及び第 2 附則(第 83 条)に基づく異議申立に応答する答弁時   | 500/-      | TM-9         |
| 10       | 団体標章又は証明標章の登録出願に対する異議申立の聴聞に出頭する意思の通知(規則 40 及び規則 43)  | 200/-      | TM-10        |
| 11       | 他項目で賦課されない 1 類に含まれる商品又   | 3,000/-    | TM-11        |

|    |  |                         |       |
|----|--|-------------------------|-------|
|    | はサービスの指定についての出願に係る商標(連続商標, 団体標章, 証明標章及び織物標章を含む)の1登録について                                  |                         |       |
| 12 | 標章が新規登録標章と連合する旨の注記の商標の登録事項への各追加について  | 100/-                   | TM-11 |
| 13 | 他項目で賦課されない最後の登録の満了時における商標登録の第35条に基づく更新(連続商標, 団体標章, 証明標章及び織物標章の更新を含む)について                 | 5,000/-                 | TM-12 |
| 14 | 更新の遅延納付についての規則52(1)に基づく追加手数料   | 300/-                   | TM-12 |
| 15 | 登録簿から抹消された商標の第35条(6)に基づく回復請求時  | 1,000/-                 | TM-13 |
| 16 | 係属中の商標出願の分割を求める第32条(4)に基づく出願時  | 300/-                   | TM-14 |
| 17 | 決定の理由の陳述を求める第27条(6)に基づく請求時   | 500/-                   | TM-15 |
| 18 | 他項目で賦課されない第27条(7)に基づく誤記の訂正又は出願の補正許可の請求時  | 200/-                   | TM-16 |
| 19 | 第69条(3)に基づく登録官の証明書の申請時<br>譲渡が提案される各標章について<br>譲渡が提案される各追加の標章について                          | 300/-<br>100/-          | TM-17 |
| 20 | 第69条(3)に基づく登録官の承認の申請時<br>最初の標章について<br>各追加の標章について   | 300/-<br>100/-          | TM-19 |
| 21 | 営業権を伴わない使用している商標の譲渡の公告に関する登録官の指示を求める第69条(2)に基づく申請時<br>譲渡される最初の標章について<br>各追加の標章について       | 200/-<br>100/-          | TM-20 |
| 22 | 1の権原移譲について, 営業権を伴わない使用している商標の譲渡の公告を求める第69条(2)に基づく指示を申請する期間の延長申請時<br>1月以下<br>2月以下<br>3月以下 | 200/-<br>400/-<br>600/- | TM-21 |
| 23 | 証明標章の譲渡又は移転に対する登録官の同意を求める法の第2附則第12項に基づく申請時   | 200/-                   | TM-22 |

|    |  |  |       |
|----|--|--|-------|
| 24 | <p>単一商標の譲渡又は移転の場合にその後の所有者の登録を求める第 70 条(2)(a)に基づく申請時</p> <p>所有権の取得日から 6 月以内にする場合<br/>所有権の取得日から 6 月の満了後にする場合</p>   | <p>2,000/-<br/>2,500/-</p>                     | TM-23 |
| 25 | <p>同一名義で登録された 2 以上の商標のその後の所有者の登録を求める第 70 条(2)(a)に基づく申請時において、各件における権原移譲が同一である場合</p> <p>所有権の取得日から 6 月以内にする場合<br/>最初の標章について<br/>追加の標章について</p> <p>所有権の取得日から 6 月の満了後にする場合<br/>最初の標章について<br/>追加の標章について</p> | <p>2,000/-<br/>500/-<br/>2,500/-<br/>500/-</p> | TM-24 |
| 26 | <p>1 譲渡に関して、会社を商標のその後の所有者として登録する期間の延長を求める第 72 条(4)に基づく申請時</p> <p>2 月以下<br/>4 月以下<br/>6 月以下</p>   | <p>200/-<br/>400/-<br/>600/-</p>               | TM-25 |
| 27 | <p>登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消を求める第 73 条、第 80 条及び第 96 条の何れかに基づく申請時</p>   | 750/-  | TM-26 |
| 28 | <p>登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消を求める第 73 条、第 80 条及び第 96 条の何れかに基づく手続への参加の許可を求める規則 69 に基づく申請時</p>  | 500/-  | TM-27 |
| 29 | <p>登録実施権者の登録申請</p> <p>最初の標章について<br/>各追加の標章について</p>   | <p>1,000/-<br/>250/-</p>                       | TM-28 |
| 30 | <p>登録実施権者の登録の変更を求める第 70 条(4)(a)及び規則 64 に基づく申請時</p> <p>最初の標章について<br/>各追加の標章について</p>   | <p>500/-<br/>250/-</p>                         | TM-29 |
| 31 | <p>登録実施権者の登録の取消を求める第 70 条(4)(b)及び規則 65(1)に基づく申請時</p> <p>最初の標章について<br/>当該申請に含まれる、同一の登録実施権者が登録されている同一所有者の各追加の標章に</p>   | <p>500/-<br/>100/-</p>                         | TM-30 |

|    |  |                  |       |
|----|--|------------------|-------|
|    | ついて  |                  |       |
| 32 | 登録実施権者の登録の取消を求める第 70 条(4)及び規則 65(1)に基づく申請時<br>最初の標章について<br>当該申請に含まれる, 同一の登録実施権者が登録されている同一所有者の各追加の標章について                      | 500/-<br>100/-   | TM-31 |
| 33 | 商標の登録実施権者の登録の変更又は取消についての 1 手続に参加する意思の規則 66 に基づく通知時   | 250/-            | TM-32 |
| 34 | 所有者又は登録使用者の名称又は説明の変更を求める第 96 条(4)に基づく申請時において, 所有権又は登録実施権者の同一性に変更がなかった場合<br>最初の標章について<br>各追加の標章について                           | 500/-<br>100/-   | TM-33 |
| 35 | 商標の登録所有者又は登録実施権者の取引上又は事業上の住所の 1 又は 2 以上の登録の変更を求める第 96 条(4)に基づく申請時において, 各件における住所が同一であり, 同様に変更される場合<br>最初の登録について<br>各追加の登録について | 200/-<br>50/-    | TM-34 |
| 36 | 登録簿における商標の登録の取消を求める商標の登録所有者による申請(第 38 条)   | 200/-            | TM-35 |
| 37 | 商標の登録に係る商品からの商品の削除を求める商標の登録所有者による申請(第 38 条)  | 200/-            | TM-36 |
| 38 | 商標に関する権利の部分放棄又は覚書を登録することができる旨の商標の登録所有者による請求[規則 34(f)及び規則 34(g)]  | 200/-            | TM-37 |
| 39 | 登録商標の付加又は変更の許可を求める第 37 条に基づく申請時<br>最初の登録について<br>各追加の登録について   | 1,000/-<br>100/- | TM-38 |
| 40 | 登録商標の付加又は変更の許可申請に対する第 37 条(2)に基づく異議申立時において, 異議申立される各申請について   | 500/-            | TM-39 |
| 41 | 指定の変更を求める第 97 条(2)に基づく申請時  | 150/-            | TM-40 |
| 42 | 登録商標の指定の変更に対する第 97 条(5)に   |                  | TM-41 |

|    |   |                        |       |
|----|---|------------------------|-------|
|    | <p>基づく異議申立時<br/>最初の標章について<br/>各追加の標章について</p>  | <p>500/-<br/>150/-</p> |       |
| 43 | <p>団体標章又は証明標章の寄託された規約の変更を求める法の第1附則第10項及び第2附則第11項並びに規則40及び規則46に基づく申請時<br/>1 登録の規約について<br/>同様の変更が提案され、かつ、同一申請に含まれる、各追加の登録の同一又は実質的に同一の規約について</p> | <p>300/-<br/>50/-</p>  | TM-42 |
| 44 | <p>同一の登録所有者の団体標章若しくは証明標章の登録の削除若しくは変更又は団体標章若しくは証明標章の寄託された規約の変更を求める法の第1附則第14項及び第2附則第16項に基づく申請時において、規約が実質的に同一である場合</p>                           | <p>600/-</p>           | TM-43 |
| 45 | <p>法の第4附則第11項に基づく法の施行前に出願された標章の登録性が法の規定に従って決定される旨の主張(出願変更)</p>  | <p>200/-</p>           | TM-44 |
| 46 | <p>出願及び登録標章に関する情報の請求(第109条)</p>   | <p>500/-</p>           | TM-45 |
| 47 | <p>第11条及び第121条(2)の何れかに基づく登録官の証明書(第33条(1)に基づく証明書以外)の請求時</p>  | <p>500/-</p>           | TM-46 |
| 48 | <p>規則112及び規則86に基づく有効性証明書の登録簿への登録及び公告の請求時<br/>証明される最初の登録について<br/>各追加の登録について</p>  | <p>300/-<br/>50/-</p>  | TM-47 |
| 49 | <p>登録の一部としての送達宛先の登録、変更又は代替を求める商標の登録所有者若しくは登録実施権者又はそのように登録される予定の者による申請時(第126条、規則9及び規則70)<br/>最初の登録について<br/>各追加の登録について</p>                      | <p>100/-<br/>50/-</p>  | TM-50 |
| 50 | <p>第25条に基づく条約国からの何れか1類の商品又はサービスの指定についての団体標章の登録を求める第82条及び法の第1附則に基づく出願時</p>   | <p>1,000/-</p>         | TM-51 |

|    |   |   |       |
|----|---|---|-------|
| 51 | 第 25 条に基づく条約国からの商品又はサービスの指定についての証明標章の登録を求める第 83 条及び法の第 2 附則に基づく出願時  | 1,000/-   | TM-52 |
| 52 | 規則 91 に基づく法の第 5 附則の 1 品目に含まれる商品又はサービスの指定についての 1 類に属する数字若しくは文字又はそれらの結合からなる織物標章(団体標章又は証明標章以外)の登録出願時                   | 1,000/-   | TM-53 |
| 53 | 第 25 条に基づく条約国からの規則 12 に基づく法の第 5 附則の 1 品目に含まれる商品又はサービスの指定についての 1 類に属する数字若しくは文字又はそれらの結合のみからなる織物標章(団体標章又は証明標章以外)の登録出願時 | 1,000/-   | TM-54 |
| 54 | 各類について, 規則 87 に基づく調査の請求時  | 500/-   | TM-55 |
| 55 | 規則 80 の何れかに基づく期間延長申請時   | 500/-   | TM-56 |
| 56 | 登録局の要件の不遵守により放棄された商標の回復申請時。第 33 条(5)並びに規則 24(b)及び規則 26(3)参照。  | 500/-   | TM-57 |
| 57 | 登録官の命令の再審理又は係争手続における中間事項に関する登録官の命令の取得を求める申立時(他項目で賦課されないもの)  | 500/-   | -     |
| 58 | 登録簿若しくはその謄本, 異議申立に関連する異議申立書, 答弁書若しくは決定書, 特定の商標に関する登録簿の更正申請書又は連邦政府が公報に随時告示することにより指定するその他の書類の閲覧について, 15 分又はその一部につき    | 100/-   | -     |
| 59 | 商標の分類表示間の調査の許可について, 15 分につき   | 100/-   | -     |
| 60 | 書類の公認謄本について   | 20/-<br>下限 100/-<br>ルピーに<br>従うこと<br>を条件と<br>して, 100<br>語につき | -     |
| 61 | 書類の写真複写について   | 合意による費用   | -     |
| 62 | 規則 119 に基づく商標代理人としての登録申   | 1,000/-   | TMA-1 |

|    |  |   |        |
|----|--|---|--------|
|    | 請時   |   |        |
| 63 | 規則 121 に基づく何人かの商標代理人としての登録について   | 2,000/-   | 様式 0-4 |
| 64 | 規則 122 に基づく登録簿における何人かの名称の登録継続について<br>(a) 一括納付による登録代理人の生涯について、又は<br>(b) 年ごとに<br>(i) 毎年 7 月 1 日に納付すべき各年(第 1 年次を除く)について、若しくは<br>(ii) 登録手数料とともに納付すべき第 1 年次について<br>7 月 1 日から 12 月 31 日までの何れかの時に登録された者の場合<br>翌 1 月 1 日から 6 月 30 日までの何れかの時に登録された者の場合<br>注：本項の適用上、年は、7 月 1 日に開始し、かつ、翌 6 月 30 日に終了する。 | 15,000/-<br><br>500/-<br><br>300/-<br><br>200/- | -      |
| 65 | 規則 124 に基づく商標代理人登録簿への何人かの名称の回復申請時  | 500/-   | TMA-2  |
| 66 | 規則 125 に基づく商標代理人登録簿の登録事項の変更申請時   | 200/-   | TMA-3  |

## 第 2 附則

[規則 3 参照]

### 様式の一覧

| 様式番号  |   | 表題   | 第 1 附則の通し番号 |
|-------|---|--|-------------|
| (1)   | (2)   | (3)  | (4)         |
| TM-1  | 第 22 条  | 商品又はサービスの指定についての商標登録出願及びドメイン名の登録出願               | 1           |
| TM-2  | 第 25 条  | 条約国からの商品又はサービスの指定についての商標登録出願及び博覧会における商標の保護を求める出願 | 2           |
| TM-3  | 第 82 条, 法の第 1 附則  | 商品又はサービスの指定についての団体標章の登録出願                        | 3           |
| TM-4  | 第 83 条, 法の第 2 附則  | 証明標章の登録出願  | 4           |
| TM-5  | 第 28 条  | 商品又はサービスの指定についての商標登録出願に対する異議申立                   | 5           |
| TM-6  | 第 28 条, 第 37 条, 第 73 条, 第 80 条, 第 96 条及び第 97 条(5), 規則 30(2)及び規則 72(1) | 答弁書の様式   | 6           |
| TM-7  | 第 28 条, 第 37 条, 第 73 条, 第 80 条, 第 96 条, 第 97 条, 規則 72(1)              | 聴聞に出頭する意思の通知                                     | 7           |
| TM-8  | 第 82 条, 法の第 1 附則及び第 83 条, 法の第 2 附則                                    | 団体標章又は証明標章の登録出願に対する異議申立                          | 8           |
| TM-9  | -同上-  | 団体標章又は証明標章の登録出願に対する異議申立に応答する答弁書の様式               | 9           |
| TM-10 | 規則 39 及び規則 44   | 団体標章又は証明標章の登録出願に対する異議申立の聴聞に出頭する意思の通知             | 10          |
| TM-11 | 第 33 条(2), 規則 48  | 団体標章, 証明標章及び織物標章を含む商品又はサービスの指定についての商標の登録手数料      | 11          |

|       |                           |   |    |
|-------|---------------------------|---|----|
| TM-11 | --                        | 標章が新規登録標章と連合する旨の注記の商標の登録事項への各追加について                               | 12 |
| TM-12 | 第 35 条                    | 団体標章，証明標章及び織物標章を含む商品又はサービスの指定についての商標の登録更新                         | 13 |
| TM-12 | 規則 52(1)                  | 更新の遅延納付についての規則 52(1)に基づく追加手数料                                     | 14 |
| TM-13 | 第 35 条(6)，規則 53           | 更新手数料の不納付により登録簿から抹消された商標の回復                                       | 15 |
| TM-14 | 第 32 条                    | 分割出願の登録出願   | 16 |
| TM-15 | 第 27 条(6)                 | 決定の理由の陳述書の請求  | 17 |
| TM-16 | 第 27 条(7)                 | 誤記の訂正又は出願の補正許可の請求   | 18 |
| TM-17 | 第 69 条(3) (a)             | 商標の登録に係る一部の商品又はサービスに関して異なる者に排他権をもたらす登録商標の提案された譲渡又は移転に関する登録官の承認の申請 | 19 |
| TM-18 | 第 69 条(3) (b) 及び規則 61     | 事情陳述書を裏付ける宣誓供述書   |    |
| TM-19 | 第 69 条(3) (b)             | パキスタンの異なる地域について異なる者に排他権をもたらす商標の提案された譲渡又は移転についての登録官による承認の申請        | 20 |
| TM-20 | 第 69 条(2)，規則 58           | 事業の営業権とともにする以外の商標の譲渡の公告に関する指示の申請                                  | 21 |
| TM-21 | 規則 55(3)                  | 事業の営業権とともにする以外の商標の譲渡の公告に関する登録官の指示を申請する期間の延長申請                     | 22 |
| TM-22 | 法の第 2 附則第 12 項，規則 46(2)   | 証明標章の譲渡又は移転に対する登録官の同意の申請  | 23 |
| TM-23 | 第 69 条(2) 及び第 70 条(2) (a) | 同一の権原移譲に基づく譲受人を商標のその後の所有者として登録することを求める登録所有者及び譲受人による共同請求           | 24 |
| TM-24 | -同上-                      | 同一の権原移譲に基づく商標のその後の所有者の登録請求  | 25 |
| TM-25 | 第 72 条(4)                 | 会社の名称を商標のその後の所有者として登録簿に登録する期間の延長申請                                | 26 |
| TM-26 | 第 73 条，第 80 条又は第 96 条     | 登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消を求める申請   | 27 |
| TM-27 | 規則 66                     | 登録簿の更正又は登録簿からの商標の抹消   | 28 |

|       |   | に関する手続への参加の許可申請   |    |
|-------|---|---|----|
| TM-28 | 第 70 条 (2) (b)  | 登録実施権者の登録申請   | 29 |
| TM-29 | 第 70 条 (4) (a),<br>規則 64                              | 商品又は条件若しくは制限に関する商標の登録実施権者の登録の変更を求める商標の登録所有者による申請            | 30 |
| TM-30 | 第 70 条 (4) (b),<br>規則 65(1)                           | 商標の登録使用者の登録の取消を求める商標の登録所有者又は商標の何れかの登録実施権者による申請              | 31 |
| TM-31 | 第 70 条 (4) (b)  | 商標の登録実施権者の登録の取消申請   | 32 |
| TM-32 | 規則 66   | 商標の登録実施権者の登録の変更又は取消についての手続に参加する意思の通知                        | 33 |
| TM-33 | 第 96 条 (4)  | 登録簿上の商標の所有者(又は登録実施権者)の名称又は説明の変更の登録請求                        | 34 |
| TM-34 | 第 96 条 (4)  | 登録簿における取引上又は事業上の住所の変更請求                                     | 35 |
| TM-35 | 第 38 条, 規則<br>55(1) (a)                               | 登録簿における商標の登録の取消を求める商標の登録所有者による申請                            | 36 |
| TM-36 | 第 38 条, 規則<br>55(1) (b)                               | 商標の登録に係る商品からの商品の削除を求める商標の登録所有者による申請                         | 37 |
| TM-37 | 規則 34(f) 及び<br>規則 34(g)                               | 商標に関する権利の部分放棄又は覚書を登録することができる旨の商標の登録所有者による請求                 | 38 |
| TM-38 | 第 37 条, 規則 54   | 登録商標の付加又は変更を求める登録所有者による申請                                   | 39 |
| TM-39 | 第 37 条, 規則<br>54(3)                                   | 登録商標の付加又は変更の申請に対する異議申立                                      | 40 |
| TM-40 | 第 97 条, 規則 71   | 指定の変更を求める登録商標の所有者による申請                                      | 41 |
| TM-41 | 第 97 条 (5)  | 指定の変更の提案に対する異議申立  | 42 |
| TM-42 | 法の第 1 附則第<br>10 項及び第 2 附<br>則第 11 項, 規則<br>40 及び規則 46 | 団体標章又は証明標章の使用についての寄託された規約の変更請求                              | 43 |
| TM-43 | 法の第 1 附則第<br>14 項及び第 2 附<br>則第 16 項, 規則<br>41 及び規則 45 | 団体標章若しくは証明標章に関する登録簿の登録事項を削除若しくは変更する又は寄託された規約を変更する命令の申請      | 44 |
| TM-44 | 法の第 4 附則第<br>11 項                                     | 法の第 4 附則第 11 項に基づく法の施行前に出願された標章の登録性が法の規定に従って決定される旨の主張(出願変更) | 45 |

|       |   |   |    |
|-------|---|---|----|
| TM-45 | 第 109 条   | 出願及び登録標章に関する情報の請求   | 46 |
| TM-46 | 第 11 条及び第 121 条(2)                              | 登録官による証明書の請求  | 47 |
| TM-47 | 第 112 条, 規則 86                                  | 裁判所の有効性証明書の注記の登録簿への登録及び公告の請求  | 48 |
| TM-48 | 第 127 条   | 法に基づく事項又は手続における委任状の様式   | -  |
| TM-49 | 法の第 1 附則第 5 項及び第 2 附則第 6 項, 規則 39(1) 及び規則 43(1) | 団体標章又は証明標章の使用を規制するための規約   | -  |
| TM-50 | 第 126 条, 規則 9 及び規則 70                           | 登録の一部としての送達宛先の登録, 変更又は代替を求める商標の登録所有者若しくは登録実施権者又はそのように登録される予定の者による請求の様式                        | 49 |
| TM-51 | 第 82 条及び第 1 附則, 第 25 条, 規則 15 及び規則 39(1)        | 条約国からの商品又はサービスの指定についての団体標章の登録出願   | 50 |
| TM-52 | 第 83 条及び法の第 2 附則, 第 25 条, 規則 15 及び規則 43(1)      | 条約国からの商品又はサービスの指定についての証明標章の登録出願   | 51 |
| TM-53 | 規則 96   | 法の第 5 附則に規定する品目の何れかに含まれる商品の指定についての織物のみに関する文字若しくは数字又はそれらの結合のみからなる商標の登録出願                       | 52 |
| TM-54 | 規則 12   | 第 25 条に基づく条約国からの規則 12 に基づく法の第 5 附則の品目の何れかに含まれる商品の指定についての織物のみに関する文字若しくは数字又はそれらの結合のみからなる商標の登録出願 | 53 |
| TM-55 | 規則 87   | 規則 87 に基づく調査の請求   | 54 |
| TM-56 | 第 123 条及び規則 80                                  | 期間延長申請  | 55 |
| TM-57 | 第 33 条(5)並びに規則 25(b), 規則 27(2) 及び規則 27(3)       | 不遵守により放棄された商標の回復申請  | 56 |

|       |        |                    |    |
|-------|--------|--------------------|----|
| TMA-1 | 規則 119 | 商標代理人としての登録申請      | 62 |
| TMA-2 | 規則 123 | 商標代理人登録簿への何人かの回復申請 | 65 |
| TMA-3 | 規則 124 | 商標代理人登録簿の登録事項の変更申請 | 66 |

様式 TM-1～TM-57, TMA-1～TMA-3(省略)

### 第 3 附則

[規則 3 参照]

#### 登録官が使用すべき様式

##### 様式の一覧

| 様式<br>番号 | 法の条       | 表題         |
|----------|-----------|------------|
| (1)      | (2)       | (3)        |
| 0-1      | 第 33 条(5) | 登録未完了の通知   |
| 0-2      | 第 33 条(4) | 商標登録証      |
| 0-3      | 第 35 条(2) | 最後の登録の満了通知 |

様式 0-1～0-4(省略)

## 第4附則

[規則 11, 規則 71 及び規則 88 参照]

### 商品及びサービスの分類

#### 類の名称

(物品又は装置の部品は、当該部品が他の類に含まれる物品を構成する場合を除き、一般に実際の物品又は装置により分類する。)

1. 工業用, 科学用及び写真用並びに農業用, 園芸用, 林業用の化学品, 肥料(天然及び人造のもの), 消火剤, 焼戻し剤及びはんだ付け用化学剤, 食品保存用化学剤, なめし剤, 工業用接着剤, 未加工人造樹脂, 未加工プラスチック
2. ペイント, ワニス, ラッカー, 防錆剤及び木材保存剤, 着色物質, 染料, 媒染剤, 未加工天然樹脂, 塗装用, 装飾用, 印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉
3. 漂白剤その他の洗濯に用いる物質, 洗浄剤, つや出し剤, 擦り磨き剤及び研磨剤, せっけん, 香料類及び香水類, 精油, 化粧品, ヘアローション, 歯磨き
4. 工業用の油及び油脂(食用油脂及び精油以外), 潤滑剤, 塵埃吸収剤, 塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤, 燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネラント, ろうそく, 小ろうそく及び灯芯
5. 医療用剤, 獣医科用剤及び衛生剤, 乳幼児用及び患者用食品, 食餌療法用薬剤, 膏薬, 包帯類, 歯科用充てん材料, 歯科用ワックス, 消毒剤, 雑草除去剤及び有害動物駆除剤, 殺菌剤, 除草剤
6. 一般の金属及びその合金, いかり, 鉄床, ベル, 圧延金属製建築材料, 運搬可能な金属製建築物, 鉄道線路用金属材料, チェーン(乗物用駆動チェーンを除く), 一般の金属からなる電気用でないケーブル及びワイヤ, 錠, 金属管, 金庫, 鋼球, 蹄鉄, くぎ及びねじ, 鉄製品, 小型金属製品, 他の類に含まれないその他の非貴金属商品, 鉱石
7. 機械及び工作機械, 原動機(乗物用のものを除く), 機械用の継手及び伝導装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く), 農業用器具, ふ卵器
8. 手持の工具及び器具(手動式のもの), 刃物類, フォーク及びスプーン, 携帯用武器, かみそり
9. 科学用, 航海用, 測量用及び電気用の機器(無線のものを含む), 写真用, 映画用, 光学用, 計量用, 測定用, 信号用, 検査(監視)用, 救命用及び教育用の機器, 硬貨又はコイン解放装置, 蓄音機, 金銭登録機, 計算機, 音響又は映像の記録用, 送信用又は再生用の装置, 磁気データ記憶媒体, 記録用ディスク, 自動販売機及び硬貨作動式装置用の始動装置, データ処理装置及びコンピュータ, 消火器
10. 外科用, 内科用, 歯科用及び獣医科用の機器, 義肢, 義眼及び義歯, 整形外科用品, 縫合用材料
11. 照明用, 暖房用, 蒸気発生用, 調理用, 冷却用, 乾燥用, 換気用, 給水用及び衛生用の装置
12. 乗物, 陸上, 空中又は水上の移動用の装置
13. 火器, 銃砲弾及び発射体, 火薬類, 花火
14. 貴金属及びその合金並びに貴金属商品又は貴金属を被覆した商品(刃物類, フォーク及びスプーンを除く), 宝飾品, 宝玉, 計時用具

15. 楽器(蓄音機及び無線装置以外)
16. 紙及び紙製品, 厚紙及び厚紙製品, 印刷物, 新聞及び定期刊行物, 書籍, 製本用材料, 写真, 文房具, 接着剤(文房具), 美術用材料, 絵筆及び塗装用ブラシ, タイプライター及び事務用品(家具以外), 教材(器具以外), トランプ, 活字及びクラッチ版(ステロ版), プラスチック製包装用品(他の類に含まれないもの)
17. グタペルカ, ゴム, バラタ及び代用品, これらの物質からなり他の類に含まれない物品, 詰物用, 止具用又は絶縁用の材料, 石綿, 雲母及びそれらの製品, ホース(金属製でないもの), 製造用に押出成形されたプラスチック
18. 革及び人工皮革並びにこれらの材料からなり他の類に含まれない物品, 獣皮, トランク及び旅行用バッグ, 傘, 日傘及びつえ, むち, 馬具
19. 建築材料(金属製でないもの), 天然及び人造の石材, セメント, 石灰, モルタル, 石膏及び砂利, 陶器製又はセメント製の管, 道路建設用材料, アスファルト, ピッチ及び瀝青, 運搬可能な建築物, 金属製でないモニュメント, 煙突用通風管, 金属製でない建築用硬質管, 金属製でない運搬可能な建築物
20. 家具, 鏡, 額縁, 木材, コルク, 葦, 籐, 柳, 角, 骨, 象牙, 鯨のひげ, 貝殻, こはく, 真珠母, 海泡石及びこれらすべての材料の代用品又はプラスチック製の物品(他の類に含まれないもの)
21. 家庭用及び台所用の器具及び容器(貴金属製又は貴金属を被覆したものでないもの), くし及びスポンジ, ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシ以外), ブラシ製造用材料, 清浄用具, スチールウール, 他の類に含まれないガラス製品, 磁器製品及び陶器製品, 未加工又は半加工のガラス(建築用のガラスを除く)
22. ロープ, ひも, 網, テント, オーニング, ターポリン, 帆, 袋(他の類に含まれないもの), 詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く), 織物用の未加工繊維
23. 織物用糸
24. 他の類に含まれない織物及び織物商品, ベッドカバー及びテーブルカバー
25. 被服, 履物, 帽子
26. レース及び刺しゅう布, リボン及び組ひも, ボタン, ホック, ピン及び針, 造花
27. じゅうたん, ラグ, マット, リノリウム製敷物その他の床用敷物, 壁掛け(織物製でないもの)
28. ゲーム用具及びおもちゃ, 他の類に含まれない体操用具及び運動用具, クリスマスツリー用装飾品
29. 食肉, 魚, 家禽肉及び食用鳥獣肉, 肉エキス, 保存処理, 乾燥処理及び調理をした果実及び野菜, ゼリー, ジャム, フルーツソース, 卵, ミルク及び乳製品, 食用油脂, ピクルス
30. コーヒー, 茶, ココア, 砂糖, 米, タピオカ, サゴ, 代用コーヒー, 穀粉及び穀物からなる加工品, パン, ビスケット, 洋菓子, ペストリー及び菓子, 氷菓, はちみつ, 糖みつ, 酵母, ベーキングパウダー, 食塩, マスタード, こしょう, 食酢, ソース(調味料), 香辛料, 氷
31. 農業, 園芸及び林業の生産物並びに他の類に含まれない穀物, 生きている動物, 生鮮の果実及び野菜, 種子, 自然の植物及び花, 飼料, 麦芽

- 32. ビール, ミネラルウォーター, 炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料, シロップその他の飲料製造用調製品, 果実飲料
- 33. アルコール飲料(ビールを除く)
- 34. たばこ, 喫煙用具, マッチ

#### サービス

- 35. 広告, 事業の管理, 事業の運営, 事務処理
- 36. 保険, 財政業務, 金融業務, 不動産業務
- 37. 建築物の建設, 修理, 取付サービス
- 38. 電気通信
- 39. 輸送, 物品のこん包及び保管, 旅行の手配
- 40. 材料処理
- 41. 教育, 訓練の提供, 娯楽, スポーツ及び文化活動
- 42. 飲食物の提供, 一時宿泊施設の提供, 医療, 衛生及び美容, 獣医及び農業サービス, 法律業務, 科学的及び工業的調査, コンピュータプログラミング, 他の類に分類できないサービス

## 第5附則

[規則 96 参照]

### 規則 96 にいう織物の品目一覧

#### 品目番号

1. 未漂白上質綿布，シャツ地，セルラー，リンブリック，ポップリン，敷布地，捺染加工生地及びレオパード生地 - 織り着色先端部を除き，主要部が無着色である上記すべての未漂白生地を含む
2. 未漂白太綾，細綾及びズック - 未漂白生地のみを含み，未漂白地を有する縞模様太綾を含まない。
3. 未漂白綾織物
4. 未漂白サラサ，天竺木綿及びリンネル類
5. 未漂白粗布
6. 平織の未漂白チャードル及びカーディチャードル - 織り着色先端部又は装飾先端部を有するか否かを問わず，主要部が無着色である平織のすべてのチャードルを含むが，チェック模様チャードル及び縞模様チャードルを含まない。
7. 綾織の未漂白チャードル - 織り着色先端部を除き，主要部が無着色である未漂白綾織チャードルのみを含む
8. ターマッドを含む未漂白ドーティ - 本品目は，人絹，着色より糸，もろより糸又は捺染縁及び先端部を有するか否かを問わず，未漂白地ドーティ(あらゆる寸法のもの)のみに関する。
9. 未漂白サリー及びスカーフ並びにサリー生地 - 人絹，着色より糸又は捺染縁及び先端部を有するか否かを問わず，未漂白地サリー(あらゆる寸法のもの)並びに1反の長さのサリー生地のみを含むが，縞模様地又はチェック模様地を有するサリー並びに染色及び捺染サリーを含まない。
10. 未漂白ドスティ
11. 未漂白ジャコネット，ジャガンナーティ，マル及びマルマル
12. 未漂白パグリー生地
13. フィルタークロスを含む未漂白マット用織布及び帆布
14. サンブラ生地 - 赤色及び黒色先端部並びに中央部に着色ランナーを有する未漂白太綾
15. 全体が未漂白のドビー織生地及びドリア
16. 漂白上質綿布，シャツ地，セルラー，リンブリック，ポップリン，敷布地及び捺染加工生地 - 織り着色先端部を除き，主要部が無着色である上記すべての平織生地を含む
17. 漂白太綾，細綾及びズック - 品目 16 の注記参照。
18. 漂白綾織物 - 品目 16 の注記参照。本品目は，漂白地上の縞模様綾織物を含まない。
19. 漂白天竺木綿及びリンネル類 - 品目 16 の注記参照。
20. 漂白粗布 - 品目 16 の注記参照。
21. 漂白チャードル - 平織及び綾織のチャードルを含む
22. 漂白マル，ジャコネット及びネーンスック - 品目 16 の注記参照。

23. 漂白マダポラム及びカンブリック - 品目 16 の注記参照。
24. ターマッドを含む漂白ドーティ - 本品目は、人絹、着色より糸、もろより糸又は捺染縁及び先端部を有する平織漂白地ドーティ(あらゆる寸法のもの)のみに関する。
25. 漂白サリー及びスカーフ - 人絹、着色より糸又は捺染縁及び先端部を有する平織漂白地サリー(あらゆる寸法のもの)のみを含むが、縞模様又はチェック模様を有するサリー並びに染色及び捺染サリーを含まない。
26. 漂白ドスティ - 品目 16 の注記参照。
27. 漂白ボイル及びモスリン - 品目 16 の注記参照。
28. 漂白ドリア及び装飾生地 - 漂白もろより糸の縞模様又はチェック模様を有する漂白生地を含む
29. 漂白マット用織布及び帆布 - 品目 16 の注記参照。
30. 漂白パグリー生地 - 品目 16 の注記参照。
31. 漂白刺しゅう付きボイル、モスリン等
32. 漂白フランネル及びフランネレット並びに片面起毛のすべての漂白生地及び綿ビロード
33. 染色上質綿布、シャツ地、セルラー、リンブリック、ポップリン及び敷布地 - 後染めの上記生地を含む
34. 染色太綾 - 品目 33 の注記参照。本品目はまた、着色縦糸又は横糸の太綾も含む
35. 染色綾織物 - 品目 33 の注記参照。
36. 染色天竺木綿及びリンネル類 - 品目 33 の注記参照。
37. 染色粗布 - 品目 33 の注記参照。
38. 染色チャードル - 品目 33 の注記参照。
39. ターマッド、サリー及びショールを含む染色ドーティ - 本品目は、後染めのドーティ、サリー又はショールを含む
40. 染色装飾生地 - 単一色縦糸若しくは横糸の装飾又は縦糸、横糸若しくは両方に捺染より糸を有する装飾生地を含む
41. 染色パグリー生地 - 品目 33 の注記参照。
42. 染色ボイル - 縁付きボイルを含む
43. 染色フランネレット - 未漂白及び自然色のフランネレット並びに片面起毛のすべての染色生地及び綿ビロードを含む
44. 染色マル
45. 染色傘生地
46. 上着用生地及びズボン生地(ショラプーリ、チェンナイ生地、日除け生地、タッサー、カシミア生地、サージ、ターナ生地、ツイード、マズリ、マラティア及びコール天を含む) - 上記に列挙した商品に加えて、本品目は、綿染色上着用生地及び単独で又は染色綿より糸との組合せで縞模様又はチェック模様として縦糸又は横糸に人絹を有する上着用生地を含む
47. 縞模様太綾及び細綾並びに縞模様綾織物 - 未漂白地、漂白地又は着色地を有する縞模様太綾又は綾織物を含む
48. マットレス皮地 - 着色縦糸及び未漂白又は漂白横糸を有するもの

49. 縞模様粗布 - 未漂白地及び漂白地の両方を含む
50. 縞模様シャツ地，縞模様スーシ及び縞模様ゼファー - 未漂白地，漂白地又は着色地を有する縞模様シャツ地等を含むが，人絹縞模様商品を含まない。
51. チェック模様シャツ地，チェック模様スーシ及びチェック模様ゼファー - 品目50の注記参照。
52. チェック模様チャードル - 未漂白地，漂白地又は着色地上の平織チェック模様チャードル及び綾織チェック模様チャードルを含む
53. ルンギー及びサロン
54. 織り着色サリー及びスカーフ - これは，縞模様地又はチェック模様地を有するサリー及びスカーフを含むが，生地の主要部に人絹が存在するサリー及びスカーフを含まない。
55. チェック模様チョーラ及びガムチャ
56. 人絹縞模様シャツ地 - これは，(a) 人絹縦糸及び横糸を有する人絹シャツ地，(b) 人絹縦糸を有する人絹シャツ地，又は(c) 単独で若しくは着色綿より糸との組合せで縞模様のみ人絹を有する人絹シャツ地を含む
57. 人絹チェック模様シャツ地 - 未漂白地，白地及び着色地上のもの
58. 人絹錦織生地及び総模様スタイル
59. 人絹ドーティ，サリー及びスカーフ並びにサリー生地 - 本品目は，人絹縦糸若しくは横糸又は両方を使用したドーティ及びサリーを含む。本品目は，縁にのみ人絹を使用したドーティ等を含まない。
60. クレープ生地 - 未漂白，漂白及び染色のもの。本品目はまた，捺染したクレープ生地より糸も含む
61. 染色縞模様ドスティ - 後漂白の縞模様ドスティを含む
62. 捺染ドーティ，ショール，ルマール，サリー及びその他の捺染衣服 - ボイルサリーも含む
63. 捺染上質綿布，シャツ地，セルラー，リンブリック，ポプリン及び敷布地 - 未漂白地，漂白地及び染色地
64. 縞模様，チェック模様及び捺染のフランネレット
65. 純絹サリー
66. もじり織及び模紗織，包帯生地 - ガーゼ生地も含む未漂白，漂白，染色又は縞模様のもの
67. タオル生地を含むテリー織タオル - 未漂白，漂白，染色，捺染，縞模様又はチェック模様のもの
68. タオル生地を含むハッカバック織タオル - 未漂白，漂白，染色，捺染，縞模様又はチェック模様のもの
69. タオル生地を含む蜂巢織タオル - 未漂白，漂白，染色，捺染，縞模様又はチェック模様のもの
70. タオル生地を含むその他すべてのタオル
71. (a) ダスター，ハンカチ，ルマール及びガラスクロス(食卓用ナプキン)  
(b) テーブルクロス及びテーブルカバー，ナプキン
72. スズニを含むドビー織及びジャガード織チャードル，ベッド掛け，キルト及びベ

- ツド上掛け - 未漂白，漂白又は着色のもの
73. 毛布及びマリダ生地 - 綿と羊毛の交織毛布及びショール(染色又は捺染していないもの)又はあらゆる繊維のロヒスを含むすべての種類
  74. サトランジ(床じゅうたん)を含むダーリ及びじゅうたん
  75. 染色及び着色帆布 - 染色又は織り着色のもの
  76. 人絹ゼファー，アルパカ，クレープ等 - 平織地及び装飾地(単一色及び縞模様なしのもの)
  77. モーターカバー生地
  78. バックラム生地 - 未漂白，漂白及び染色のもの
  79. 縞模様ボイル - 漂白及び/又は後染めのもの
  80. 捺染ボイル - 未漂白，漂白及び染色のもの
  81. ムークタ生地 - この生地は，綿縦糸及び亜麻横糸で織られたものである。
  82. 綿家具用織地及びケースメントクロスを含む人絹つづれ錦及び室内装飾用織地 - 未漂白，漂白，染色及び捺染のもの
  83. ベッドフォードコード - 漂白及び染色のもの
  84. 捺染クレープ - 未漂白地，漂白地又は染色地
  85. 純絹上着用生地 - 平織，縞模様又はチェック模様のもの。本品目はまた，人造繊維，フィラメント及びより糸からなる上着用生地も含む
  86. 純絹シャツ地 - 平織，縞模様又はチェック模様のもの
  87. 捺染太綾，綾織物及び細綾
  88. コード織ボイル - 漂白，着色，捺染及び縁付けしたもの
  89. 捺染ボスキ - 人絹縦糸，横糸又は両方
  90. 人絹縞模様ボイル - 生地的主要部に人絹の縞模様を有する未漂白，漂白及び染色ボイル
  91. 縁付きボイル - 漂白，染色及び捺染のもの(人絹の縁付きか否かを問わない)
  92. 人絹朱子 - 100 パーセント絹糸又は縦糸若しくは横糸が人絹からなる朱子を含む
  93. チェック模様ボイル - 未漂白，漂白及び染色のもの(本品目は，未漂白地，漂白地又は着色地を有し，生地的主要部にチェックの縞模様を有する綿ボイルを含む)
  94. 未漂白フランネレット - 片面起毛のすべての未漂白生地及び綿ピロードを含む

## 第 6 附則

[規則 82 参照]

### 登録官に対する手続において許可される費用の規模(規則 83)

| 通し番号 | 費用裁定の対象事項                                       | 額 (ルピー)   |
|------|---|---|
| (1)  | (2)   | (3)   |
| 1    | 証人尋問を伴う 1 日の聴聞について                              | 1,200/-   |
| 2    | 証人尋問がない場合の 1 日の聴聞について                           | 500/-   |
| 3    | 何れかの当事者の申立により許与される聴聞の延期について                     | 500/-<br>これに、当該日に尋問予定であった他の当事者、証人の再召喚費用を加算                |
| 4    | 宣誓供述書からの中傷的事項の削除について                            | 200/-   |
| 5    | 証人の出頭について<br><br>日当<br>旅費<br>鉄道の場合<br><br>陸路の場合 | 500/-<br><br>各片道の実際の運賃(下記の注記参照)<br>1 マイル当たり 5/- (下記の注記参照) |
| 6    | 証人尋問についての手数料                                    | 1 日の参加につき 500/-   |

注：証人の日当及び旅費の額は、上記に定めた上限に従うことを条件として、当該証人の地位に応じて変わるものとする。

## 第7附則

[規則 101(1)参照]

### 規則 101(1)にいう協会の一覧

| 通し<br>番号 | 協会名                           | 推薦人数 |
|----------|-------------------------------|------|
| 1        | パキスタン商工会議所連合会，カラチ             | 3名   |
| 2        | 商工会議所，カラチ                     | 1名   |
| 3        | 全パキスタン繊維織物協会，カラチ              | 1名   |
| 4        | パキスタン綿繰り業者協会，ハイデラバード          | 1名   |
| 5        | パキスタン糸商協会，カラチ                 | 1名   |
| 6        | パキスタン絹・人絹織物協会，カラチ             | 1名   |
| 7        | パキスタンメリヤス製造業者協会，カラチ           | 1名   |
| 8        | パキスタン毛織物工場経営者協会，ラーワルピンディ<br>ー | 1名   |